

< 資料編 >

参考資料 1

1992 年 国家環境保全推進法

(本法の日本語訳は、盤谷日本人商工会議所がタイ語から翻訳したものを同商工会議所の了解を受け、収録した。なお、本報告書の世界づかいや体裁に従って、一部修正した個所がある)

1992 年国家環境保全推進法

公示日：1992 年 3 月 29 日

プミポン・アドゥンヤデート国王御治世 47 年に当たる仏暦 2535 年（西暦 1992 年）の 3 月 29 日に御下賜。

プミポン・アドゥンヤデート国王は、畏くも以下のごとく宣下された。国家環境保全法の改正が然るべきことであることに鑑み、国会の任に当たる立法議会の勧告と承認により、下記法律を制定する。

第 1 条 本法は『仏暦 2535 年国家環境保全推進法』と称する。

第 2 条 本法は官報に公示した日から 60 日経過後発効する。

第 3 条 下記法律を廃止する。

- (1) 仏暦 2521 年国家環境保全法
- (2) 仏暦 2521 年国家環境保全法（第 2 号）
- (3) 仏暦 2522 年国家環境保全法（第 3 号）

第 4 条 本法に於いて、

『環境』とは、自然に人間の身体の周囲に生ずる物理的及び生物的形態の様々な物及び人工物をいう。

『環境の質』とは、自然即ち動植物や様々な天然資源と、人々の生活の維持と人類の存続に有用な人工物とのバランスをいう。

『環境の質の基準』とは、環境の質を保全する為に、一般基準として定められた、水、大気、音及びその他の環境の質の基準値をいう。

『基金』とは、環境基金をいう。

『汚染物』とは、汚染源から放棄され、または自然環境中に存在し、環境の質に対し影響をまたは人々の健康に有害で危険な状況を生じさせるかその恐れのある廃棄物、危険物及びその他の汚染物質、並びにそれ等のかす、沈殿物及び残さをいい、汚染源から発生したまたは放置されている放射線、熱、光線、音、臭気、振動またはその他の不快原因を含む。

『汚染』とは、水路汚染、大気汚染、土壌汚染の如く、環境の質を劣化さす汚染物により変化させられた、またはまみれた環境の状態をいう。

『汚染源』とは、汚染物をもたらす根源である地域社会、工場、建物、建造物、乗物、事業所またはその他の物をいう。

『廃棄物』とは、汚染源より放棄された、またはもたらされた固体、液体、また塵芥、汚物、排水、汚染空気、汚染物質またはその他の危険物、並びにそれらの残さ、沈殿物及び残留物をいう。

『排水』とは、液体状の廃棄物をいい、その液体中に混合、または混濁している汚染物質を含む。

『汚染空気』とは、排気ガス、臭気、煙、ガス、煤、粉塵、灰塵状の廃棄物、または大気中に含まれる微粒子状その他の汚染物質をいう。

『危険物』とは、爆発物、引火物、酸化物及び過酸化物、有毒物、発病性物質、放射性物質、催奇形性物質、腐食性物質、発疹性物質、または化学製品か否かは問わず、人間、動植物、財産または環境に害を及ぼす恐れのあるその他の物をいう。

『不快原因』とは、公衆衛生法に基づく不快原因をいう。

『工場』とは、工場法に基づく工場をいう。

『建物』とは、建物管理法に基づく建物をいう。

『乗物』とは、自動車法に基づく自動車またはモーターバイク、タイ国船舶法に基づく船舶、及び航空法に基づく航空機をいう。

『監督者』とは、汚染源の所有者または管理者が、排水浄化、廃棄物またはその他の汚染物の処理のため、自己投資と費用にて建設した排水浄化装置、廃棄物処理装置、またはその他の汚染物を管理、浄化または処理する装置、器具、用具を監督、検査、分析、操作または保全するための許可証を取得した者をいう。

『請負業者』とは、排水浄化、廃棄物処分、または環境の質の検査を請負う者としての許可証を取得した者をいう。

『保護区』とは、国立公園、野性動物保護区、景観保護区、及び法の定めにより自然状態を保存するためにその他の保護を行っている地域をいう。

『地方主任官』とは下記の者をいう。

- (1) 自治区（テーサーパーン）では市長。
- (2) 衛生区（スカピパーン）では区委員長。
- (3) 県（チャンワット）行政機関では県知事。
- (4) バンコク都では都知事。

(5) パタヤ特別市では助役。

(6) 法律が地方公共団体と規定する上記(1)から(5)以外の地方自治体の管轄区域では、その地方自治体の首長。

『汚染監督官』とは、大臣が本法に基づき汚染物を監督させるため任命した者をいう。

『係官』とは、大臣が本法施行のため職務権限を与えて任命した者をいう。

『大臣』とは、科学技術環境大臣をいう。

第 5 条 本法の条項が県に言及し、または県知事の職務権限を規定している場合、バンコク都またはバンコク都知事の職務権限をも含むものとする。

第 6 条 国家の環境の質を協力して保全する為、各人は下記の権利と義務を有する。

(1) 環境の質の保全に関し、当局よりデータ及び情報を入手する。但し、当局よりのデータまたは情報が国家の安全保持に関する秘密事項、あるいは法律で保護されるべき個人的権利、財産権、または個人の商売上または事業上の権利に関する秘密事項、と看做される場合は除く。

(2) 政府または公営企業が創始、援助、または運営している事業またはプロジェクトが原因で、汚染物または汚染が拡散して発生した危害により被害を受けた場合、政府より賠償金または補償金を受け取る。

(3) 汚染防止または天然資源保護に関する法律に違反または抵触する行為を見つけた場合、違反者を係官に通報し告発する。

(4) 環境の質の保全に関する職務を遂行する係官に協力する。

(5) 環境の質の保全に関する他の法令を遵守する。

上記は、本法または関連法の規定に基づいたものであること。

第 7 条 環境の質の保全への人々の協力を助成するため、環境保全または天然資源保護に直接関係のある活動を行い、その活動に政治目的または営利目的を持たぬ、タイ国内法または外国法に基づく法人格を有する民間団体に、省令に定める原則、方法及び条件に従い、科学技術環境省に対し、環境保全及び天然資源保護団体として登録申請する権利を与える

第 8 条 第 7 条に基づき登録を行った民間団体は、下記の事項につき当局より援助または助成をうけることができる。

(1) 本法または環境の質の保全に関する他の法律に基づく係官の仕事に協力するボランティアの手配。

(2) 環境の質の保全または天然資源保護に関し正しい人々の認識を確立するための PR、データ及び情報の公開。

(3) ある地方の環境保全または天然資源保護のため、プロジェクトまたは活動を始めるその他の地方の人々に対する援助。

(4) 環境保全または天然資源保護に関する研究、及び政府または当局に対する意見提出。

(5) 汚染物の遺漏または拡散により発生した汚染から、危害または被害を受けた人々に対する法的援助。その被害者への賠償金または損害の請求のため、法廷告訴の代理人となることを含む。

登録民間団体が、問題に遭遇しまたは第 1 段に基づく活動が妨害され、国家環境委員会に援助を求めた場合、総理大臣は、国家環境委員会の勧告により、適切な援助をするよう命令する、あるいは関係当局または公営企業に対し援助または便宜供与するよう命令する権限を有する。

基金委員会は、国家環境委員会の同意の下に、適切な活動を助成するため、登録民間団体に対し補助金または貸付金を割り当てることができる。

登録民間団体は、内閣が国家環境委員会の有識者委員として任命を検討し得るよう、民間代表者の名前を提出することができる。

登録民間団体が騒動を起こす、平和を秩序を乱す、または不適切な活動を行った場合、大臣はその民間団体の登録を取り消す権限を有する。

第 9 条 自然災害または汚染物の拡散による汚染により人々に対する緊急事態又は危険事態が存在し、そのまま放置すれば生命、身体または人々の健康に深刻な危険が及ぶ、あるいは人々または政府の財産に多大な被害が及ぶ場合、総理大臣は適切と見れば、当局、公営企業または上記の危険または損害を受ける恐れのある者を含む個人に対し、適切な期間内にその危険または被害からの悪影響を制御、抑止または鎮静するための行為または協力をするよう命令する権限を有する。上記の汚染を起こした者が判明した場合、総理大臣はその者に対し、上記災害原因が存在する間、汚染を更に悪化させる一切の行為を禁じる権限を有する。

第 1 段の命令の権限に関し、総理大臣は官報にて命令または告示することにより、県知事に委任し総理大臣の公務を県内で代行させることができる。

第 1 段に基づき総理大臣が命令、または第 2 段に基づき県知事が総理大臣の代行で命令した場合、遅滞なくその命令を官報に公示すること。

第 10 条 第 9 条による汚染による緊急事態または危険事態の防御、改善、抑止または鎮静のため、将

- 来の発生に備え、大臣は防止措置を定め、かつ緊急対策を準備しておくこと。
- 第 11 条 総理大臣及び科学技術環境大臣は、自己の権限に於いて、本法の施行に責任をもつこと。科学技術大臣は、環境監督官及び係官を任命し、または本法末尾の金額を超えない手数料を規定して省令を出し、かつ本法施行のため他の業務を定める権限を有する。上記の省令は、官報に公示され発効する。

第 1 章 国家環境委員会

- 第 12 条 総理大臣を委員長、総理大臣が委任した副総理大臣を第 1 副委員長、科学技術環境大臣を第 2 副委員長、大蔵大臣、農業・共同組合大臣、運輸通信大臣、内務大臣、文部大臣、厚生大臣、工業大臣、国家経済社会開発委員会事務局長、投資委員会事務局長、予算局長、及び内閣が任命する半数以上の民間代表を含む 8 人を超えぬ環境に関する有識者を委員とし、科学技術環境次官を委員兼秘書とする、国家環境委員会を設置する。有識者委員の任命に当たって、環境と環境の質の保全に関する知識、専門度、業績及び経験を考慮し任命すること。
- 第 13 条 国家環境委員会は、下記の権限と任務を有すること。
- (1) 内閣の承認を得るため国家環境保全の政策と計画を提出する。
 - (2) 第 32 条に基づき環境の質の基準を定める。
 - (3) 第 35 条に基づき大臣が提案した環境の質の管理の実施計画を審査承認する。
 - (4) 第 37 条に基づく県段階の環境の質の実施計画を審査承認する。
 - (5) 国家環境保全の政策と計画の実行のため、財政、予算、税務、及び投資奨励面での施策を内閣に提案する。
 - (6) 国家環境保全法の改正を内閣に提案する。
 - (7) 第 53 条(1)に基づき公害規制委員会により提出された汚染物の拡散により発生した危険を制御または改善するための実施計画を審査承認する。
 - (8) 第 55 条に基づき大臣が提案した発生源からの公害規制基準規定を審査承認する。
 - (9) 国家環境保全に関する法律を十分に機能化するため、必要な勅令、省令、規定、地方条例、告示、規制及び命令の公布を監督及び督促する。
 - (10) 当局または公営企業が、環境保全に関する法律、規則または命令に違反または従わず、重大な被害を及ぼす恐れのあることが分かった場合、総理大臣に対し検討し命令を出すための意見を具申する。
 - (11) 環境保全に関し当局、公営企業及び民間の間で協力及び共同作業を促進する施策を定める。
 - (12) 基金の管理と運営の監督。
 - (13) 少なくとも毎年に 1 度、内閣に対し国家の環境の質の状況の報告を提出する。
 - (14) 本法に定めるその他の行為、また他の法に依り委託された行為を行う。
- 第 14 条 内閣が任命した有識者の委員の任期は 3 年とする。但し、再任はできるが、更に連続して 1 年就任できない。既任の有識者委員の任期中に、有識者委員を追加任命した場合、被任命者は既任有識者委員の残余任期の間在任することができる。
- 第 15 条 第 14 条に基づく任期満了による離任の他、内閣が任命した有識者委員は、下記の場合退任する。
- (1) 死亡
 - (2) 辞任
 - (3) 破産者となった場合
 - (4) 禁治産者または準禁治産者となった場合。
 - (5) 最終判決で禁固刑が宜せられた場合。但し、軽犯罪並びに不注意による罪の場合は除く。
 - (6) 通常の任務が履行できない、低劣な行状があった、または環境の質に直接影響や重大な被害を与えかねない活動や事業に利害を持ったため、内閣により解任された場合。
- 有識者委員が任期満了前に退任した場合、内閣は他の者を代替有識者委員として任命することができる。但し、被任命者は代わられた有識者委員の残余任期の間のみ在任することができる。
- 第 16 条 国家環境委員会の会議に於いて、委員長が欠席または任務を履行できない場合、第 1 副委員長が会議の議長となる。もし、委員長並びに第 1 副委員長が欠席または任務を履行できない場合は、第 2 副委員長が会議の議長となる。また、委員長、第 1 副委員長並びに第 2 副委員長が欠席または任務を履行できない場合は、出席委員が委員の 1 人を会議の議長に選出する。
- 第 17 条 国家環境委員会の会議には、委員総数の半数以上の出席がなければならない。これを以て定足数とする。

- 議決は過半数により、委員 1 人が 1 票の議決権を持つ。もし、票決が賛否同数になった場合は、会議の議長が採決権としての追加の 1 票を投じること。
- 第 18 条 国家環境委員会は、国家環境委員会が委任する問題を検討または実行するため、専門委員会または小委員会を任命することができる。専門委員会または小委員会の会議には、第 16 条及び第 17 条が適用される。
- 第 19 条 国家環境委員会は当局、公営企業及びその他の者に対し、環境の質への影響調査書類、及びその当局、公営企業及びその他の者のプロジェクトまたは計画に関する書類またはデータを、検討のため送付させる権限を有する。その場合、関係者を召還し、説明させることもできる。もし、プロジェクト及び計画が環境の質に深刻な影響を与えると見られる場合は、閣議に改善方を提案すること。
- 第 20 条 第 1 段に基づき国家環境委員会が送付させた書類またはデータが、特許法により保護されるべき特許権の秘密に関する書類またはデータである場合、国家環境委員会はその書類またはデータが他人に明らかにされぬよう適切な方法及び措置を定めること。また、当該書類またはデータは本条の目的のみに使用すること。
- 第 21 条 任務の遂行に当たり、国家環境委員会、専門委員会または小委員会は、適切と見れば、いかなる者をも実情聴取、説明、意見または専門的助言を得るため召還することができる。また、いかなる者にも環境の質に影響を与える恐れのある行為の実情把握または調査のため、協力を要請することができる。
- 第 22 条 本法に基づく任務を遂行するに当たり、国家環境委員会は、環境政策・環境計画事務室、公害管理局または環境質推進局、科学技術環境省に対し実行を、または検討し実行するための国家環境委員会への提案を作成することを委任することができる。

第 2 章 環境基金

- 第 22 条 大蔵省内に、下記の資金と資産を有する『環境基金』と称する基金を設置する。
- (1) 総理大臣が規定する金額による燃料油基金。
 - (2) 仏歴 2535 会計年度予算法に従い、環境と生活の質の向上の為の回転資金から移された資金。
 - (3) 本法に従い徴収した使用料及び罰金。
 - (4) 時に応じた政府よりの助成金。
 - (5) 内外の民間部門、外国政府または国際機関から受け取ったその他資金及び資産。
 - (6) 本基金から発生した利息または利益金。
 - (7) 本基金運営のため受け取ったその他の金銭。
- 大蔵省主計局が、環境基金の資金及び資産を保管し、本法に従い環境基金の割当を行う。
- 第 23 条 基金は下記のために使用する。
- (1) 土地、資材、付属設備、用具及び操作上必要な器具の買付け及び装置の維持保全を含み、共同排水浄化装置または共同廃棄物処理装置への投資運営のため、当局または地方自治体に。
 - (2) 地方自治体または公営企業の事業で専用使用する、汚染空気または排水処理装置、廃棄物処理装置またはその他付属設備の設置のため、その地方自治体または公営企業への融資。
 - (3) 自己の行為または事業運営から生じる汚染物の管理、処理または処分のため、汚染空気または排水浄化装置、廃棄物処理装置、またはその他付属設備を設置すべき法的義務がある民間人、または本法に基づく排水浄化または廃棄物処理の請負業者としての許可証取得者である民間人への融資。
 - (4) 基金委員会の承認と国家環境委員会の同意の下に、環境の質保全に関する活動への援助及び助成金として。
 - (5) 基金運営上の経費として。
- 第 24 条 科学技術環境省次官を委員長とし、農業・共同組合省次官、国家経済社会開発委員会事務局長、予算局長、地方行政局長、主計局長、公共土木局長、工業局長、天然資源局長、公害管理局長、環境質推進局長、及び国家環境委員会が委員に任命した 5 人を超えない有識者を委員とし、環境政策・環境計画事務室事務局長を委員兼秘書とする基金委員会を設置する。
- 第 14 条及び第 15 条を、基金委員会の有識者委員の在任に準用する。
- 第 25 条 基金委員会は下記の権限を有する。
- (1) 第 23 条の規定に基づき、基金の割当を検討する。
 - (2) 基金の割当及び融資の申請の原則、条件及び規則を定める。
 - (3) 第 29 条及び第 30 条に従い基金管理者の権限任務及び運営方法、並びに第 29 条及び第 30 条による基金委員会、主計局及び基金管理者の間の共同作業の方法に関する規則を定める。
 - (4) 基金の受入と割当の規則を定める。
 - (5) 第 23 条(2)または(3)に基づく基金よりの借入金の返済期限、並びに金利率及び必要かつ適切な

担保を規定する。

(6) 第 93 条に基づき使用料及び罰金より差引き基金に繰入れる比率と原則を定める。

(7) 国家環境委員会の定めるところに従い、国家環境委員会に提出する基金の収支報告を作成する。

(8) 本法の定めるその他の行為を行う。

基金委員会の(2)(3)または(4)に基づく規則、及び(1)または(5)の任務遂行のための実行方針の設定には、国家環境委員会の承認を得なければならない。基金委員会は検討や委員の委託した行為を実行する小委員会を設置できる。

第 26 条 第 16 条、第 17 条及び第 20 条の規定は、基金委員会及び基金委員会が任命した小委員会が任命した小委員会の運営に準用される。

第 27 条 第 23 条(1)による基金の割当の検討に際し、基金委員会には、第 39 条により国家予算を分与された、または地方自治体が地方自治体の収入が追加して割当された、排水浄化装置または廃棄物処理装置の建設または実現のための、第 39 条に基づく県段階の環境の質管理の実行計画への割当申請を、優先して検討すること。

国家予算または地方自治体の収入と、基金委員会が第 1 段に基づき検討し分配する資金の比率は、国家環境委員会が定める原則に従うこと。

第 28 条 第 23 条(2)または(3)に基づく地方自治体、公営企業または民間への基金の割当では、国家環境委員会が定める原則と条件に従うこと。

本法に基づく活動を助成するため、基金委員会は、国家環境委員会の承認の下に、地方自治体、公営企業または民間に対し、適切とみれば特別に長期間、かつ金利を割引または金利を免除し、基金を融資することができる。

第 29 条 大蔵省主計局長は、第 23 条(1)による共同排水浄化装置または共同廃棄物処理装置への投資運営のための当局または地方自治体に割当てた資金部分、並びに第 23 条(2)及び(3)とは別に基金委員会が割当てた資金部分の基金を管理すること。

第 30 条 基金委員会は、第 23 条(2)及び(3)に基づき地方自治体、公営企業及び民間に融資された基金の管理を、適切な政府系金融機関、またはタイ国工業投資公社(IFCT)に委任することができる。

第 1 段の業務を行うに当たり、基金管理者は投資及び技術面での実現可能性の分析を行う任務を有し、かつ資金委員会に代わり、貸手の立場で融資契約を結び、融資契約条件に従い借手に基金を分与し、更に返済を要求し、借手の返済金を金利と共に受け取り基金に組入る権限を有する。また、基金委員会の承認の下に融資の実施規定を定める権限を有する。

第 2 段による融資契約には、契約の重要部分として、本法または関係法に規定する借手の法的義務の履行のためにのみ融資金を使用することを、借手に義務付ける条件がなければならない。

第 31 条 第 22 条に基づき大蔵省主計局が保管する環境基金に就いて、主計局は政府金融機関に普通預金または定期預金し利息を得ること。

第 22 条に基づく環境基金の収入は、第 33 条に規定する業務に使用するため、環境基金に組入ること。

第 3 章 環境保護

第 1 部 環境基準

第 32 条 環境の質を保全するため、国家環境委員会は官報にて、下記事項につき環境基準を規定する権限を有する。

(1) 各々の流域の利用形態に従い類別された、河川、沼、沢、湖、貯水池及び内陸その他の公共用水域の水質基準。

(2) 河口の水域を含む臨岸の海水の水質基準。

(3) 地下水の水質基準。

(4) 一般大気中の空気の質の基準。

(5) 一般騒音並びに振動レベルの基準。

(6) その他の環境の質の基準。

第 1 段により環境基準を規定するに当たり、技術理論、原則及び科学的根拠に基づき、かつ経済、社会及び関連技術的に実現可能かも考慮されなければならない。

第 33 条 適切と判断すれば、国家環境委員会は、第 43 条による環境保護区または保全地域、あるいは第 45 条による地域、あるいは第 59 条による公害規制地域に対し、第 32 条に基づき規定された環境基準により厳しい環境基準を特別に制定する権限を有する。

第 34 条 国家環境委員会は、科学、技術の進歩並びに国家経済及び社会の変化に応じ、規定済みの環

境基準を改正する権限を有する。

第 2 部 環境の質管理計画

第 35 条 大臣は、国家環境委員会の承認の下に、第 13 条 (1) に規定した国家環境保全の政策と計画を遂行するため、『環境の質管理計画』と称する実施計画を作成すること。

第 1 段の環境の質管理計画は、官報に公示すること。

関係当局は、環境の質管理計画の実施及び所定の目的目標の達成のため、権限任務を遂行する義務を有する。科学技術環境省は、環境の質管理計画に基づく作業計画の作成または実施のため、関係当局及び公営企業に助言をする任務を有する。

第 36 条 第 35 条による環境の質管理計画は、必要に応じ短期、中期または長期計画を立てることができ、下記事項を実行する計画と指針により構成されていること。

- (1) 大気、水及びその他の環境の質の管理。
- (2) 発生源よりの汚染物の規制。
- (3) 自然環境、天然資源及び芸術環境の保全。
- (4) 計画実行に必要な国家予算及び基金額の算定。
- (5) 関係当局間及び官民間の協力と共同作業を強化する機関と行政規程、計画実に必要なとする係官の人数の決定を含む。
- (6) 計画実行のために必要とする法律の制定、並びに法令、地方条例、規則、命令及び告示の公示。
- (7) 計画と関係法の施行による実施結果を評価するため、環境の質の検査、追跡及び分析。

第 37 条 官報に環境の質管理計画が公示された時、第 43 条による環境保全地域または第 59 条による公害防止重点地域の県の知事は、国家環境委員会がその県に対し県段階の環境の質管理のための実施計画の作成を指示した日から 120 日以内に、県段階の環境の質管理のための実施計画を作成し、国家環境委員会にその承認を得るため提出する義務を有する。但し、適切な理由がある場合は、国家環境委員会は然るべく上記の期限を延長することができる。

第 59 条による公害防止重点地域の県段階の環境の質管理のための実施計画の作成に当たり、県知事は第 60 条に基づき地方主任官が制定した公害防止重点地域の汚染物削減及び駆除計画を県段階の環境の質管理のための実施計画の一部として編入すること。

第 43 条による環境保全地域または第 59 条による公害防止重点地域でない県だが、自県内にて環境保全と保護を実施したいと欲する場合、その県の知事は環境の質管理計画に即した県段階の環境の質管理のための実施計画を作成し、国家環境委員会にその承認を得るため提出することができる。

第 38 条 国家環境委員会に提出する県段階の環境の質管理のための実施計画は、環境の質管理計画に規定する指針に従った環境の質を管理する方法を示した実施計画であり、その県の経済、社会及び環境面での種々な問題と条件の深刻な状況が考慮され、かつ要旨として下記事項が含まれてなければならない。

- (1) 発生源からの汚染物を規制する計画。
- (2) 当局または地方自治体の共同排水浄化装置または共同廃棄物処理装置の建設、改善、変更、修理、維持及び運営に必要な土地、資材、設備、器具及び用具の調達及び入手する計画。
- (3) 上記(2)の共同排水浄化装置または共同廃棄物処理装置の運営と維持のための税金及び使用料徴収する計画。
- (4) 汚染源からの排水及びその他の廃棄物の放棄の検査、追跡及び規制する計画。
- (5) 汚染物の規制、自然、天然資源及び芸術の保護に関する法律の違反を防止し、撲滅するよう法執行する計画。

第 39 条 国家環境委員会による第 1 段階の審査がすんだ県段階の環境の質管理のための実施計画は、第 38 条 (2) に基づく共同排水浄化装置または共同廃棄物装置の建設または実現のための国家予算及び基金の見積もりを提出しなければならない。未だ県が共同排水浄化装置または共同廃棄物処理装置の実現措置を講じていない場合、代わって県内での処理をさせるため、民間に排水浄化装置または廃棄物処理装置の建設と運営に投資を奨励する計画を提出することができる。第 1 段の実施計画の作成に関し、上記の予算及び基金の割当申請した共同排水浄化装置または共同廃棄物処理装置の建設、設置、改善、変更、修理、維持プロジェクトの設計図、明細リスト及び価格見積もり並びに工程及び運営方法を、申請書に添えねばならない。

第 1 段に基づき国家予算配分の申請があった県段階の環境の質管理のための実施計画承認のため、環境政策・環境計画事務室は県段階の環境の質管理のための実施計画を集めて分析し、この県の環境政策・環境計画事務室の年度支出予算案を提示する任務を有する。

第 40 条 地理的特性またはその土地の自然の生態系により、あるいは適性な環境の質と天然資源の管

理の原則に基づく機能的な管理のため、環境の質の管理が2県以上の地域にまたがり実行される場合、関係知事は第37条に基づき共同して実施計画を作成すること。

第41条 第37条に基づき実施計画を作成すべき県が、作成しないまたは作成できない、あるいは作成し提出したが国家環境委員会の承認を得られなかった場合、国家環境委員会はその県の環境の質の状況がなんらかの処置が必要な程に深刻か否かを審査すること。もし必要と認めらるれば、国家環境委員会は総理大臣に対し、科学技術環境省に県に代わり実施計画を作成させるよう提案すること。

第3部 環境保護区及び保全地域

第42条 国立公園及び野性動物保護区の地域の保全及び管理は、第35条及び関連法令に基づく環境の質管理計画に従い行うこと。

第43条 ある地域に、水資源としての特性がある、他の一般の場所とは異なる自然の生態系が存在する、人間の様々な行為で犯されまたは影響を受ける恐れのある自然の生態系が存在する、または保護すべき自然的または芸術的価値のある地域であることが判明し、かつその地域が未だ保護区として告示されていない地域である場合、国家環境委員会の勧告の下に、大臣は省令を出しその地域を環境保全地域に指定する権限を有する。

第44条 第43条に基づく省令公布について、省令内に下記保全措置の1つまたはいくつかを規定すること。

(1) 自然の状態を保護する、または自然の生態系または環境の質に影響を与えないための土地の利用制限。

(2) その地域の生態系に有害または自然状態から変化を起こさせる、または芸術環境の価値に影響を与える恐れのある行為または活動の禁止。

(3) 環境への影響の分析報告を提出する義務を定める。その地域内で建設または事業を行う当局、公営企業または民間のプロジェクトまたは事業の種類及び規模の規定。

(4) その地域独特の管理方法の規定、自然状態、自然の生態系または芸術環境の価値を保護する作業を効率化するため協力及び共同作業を行う関係当局間の任務と責任の範囲の決定を含む。

(5) その地域の状況に適応した、その他の保全措置の規定。

第45条 関係法により保護区、総合都市区計画地区、単独都市計画地区、建物規制地区、工業団地、または本法により公害防止重点地域と指定された地域において、深刻な環境の質の状況が危機的になり直ちに改善が必要とされるが、関係当局に法的権限がなく、または問題改善の能力が無い場合、国家環境委員会の承認の下に、大臣は内閣に対し、その地域の問題の保全と改善のための必要かつ適切な第44条に基づく何らかの保全措置を講ずるべく許可を仰ぐこと。

第1段による内閣の許可を得た後、大臣は官報に指定地域、保全措置に関する詳細、及びその地域にて上記保全措置を行う期間を規定すること。

第2段の期間の延長は、国家環境委員会の承認を得て、官報に公示することにより可能となる。

第4部 環境への影響の分析報告(環境影響評価報告書)の作成

第46条 環境の質の向上と保護のため、大臣は、国家環境委員会の承認の下に、第47条、第48条及び第49条により承認を得るため提出する環境の質への影響の分析報告を作成すべき、環境に影響を与える当局、公営企業または民間のプロジェクトまたは事業の種類と規模を規定し、官報に公示する権限を有する。

第1段の公示に、環境の質への影響の分析報告作成の原則、方法、実施規定、指針、更にプロジェクトまたは事業の種類及び規模毎の環境の質への影響の分析報告に添付し提出すべき書類を規定すること。既にある種類、規模あるいは設立地のプロジェクトまたは事業の質への影響の分析が行われ、同一種類または規模、あるいは同一特性の地域のプロジェクトまたは事業に利用できる基準である場合、国家環境委員会の承認の下に、大臣は官報に同一類型のプロジェクトまたは事業に環境の質の分析報告の作成を免除することを規定することができる。但し、そのプロジェクトまたは事業は、大臣が規定する原則と方法に基づくプロジェクトまたは事業に対する環境への影響の分析報告に規定された各種措置に従わなければならない。

第47条 第46条による環境への影響報告を作成すべきプロジェクトまたは事業が、公的なプロジェクトまたは事業の場合、そのプロジェクトまたは事業に責任を有する当局または公営事業は、プロジェクトのフィジビリティスタディの間より環境への影響の分析報告を作成し、国家環境委員会に対し、内閣の審査を得るため提出しなければならない。

第1段により提出された環境への影響の分析報告の承認審査に就いて、内閣は環境への影響

- 分析の技能者または専門家である個人または機関に研究を依頼し、審査の参考とするため報告または意見を提出させることができる。
- 第 1 段による内閣の承認を得る必要のない、第 46 条に基づく当局または公営企業のプロジェクトまたは事業に就いて、そのプロジェクトまたは事業に責任を有する当局または公営事業は、環境への影響の分析報告を作成し、第 48 条及び第 49 条に規定する原則と方法に従い、操業開始前に承認を得るため提出すること。
- 第 48 条 第 46 条により環境への影響の分析報告を作成すべき当局または公営企業が、建設または操業前に法律に従い公的許可を必要とするプロジェクトまたは事業の場合、許可申請者はその法律により権限を与えられた係官、及び環境政策・環境計画事務室に対し環境への影響の分析報告を提出すること。上記の報告提出に関し、第 46 条第 2 段に従い大臣が規定する原則と方法に基づく環境への影響の分析の第 1 次報告として作成することもできる。
- 法的権限を有する係官は、環境政策・環境計画事務室から第 49 条による環境への影響の分析報告の審査結果を知らされるまで、第 1 段のプロジェクトまたは事業に対する許可の発令を待つこと。環境政策・環境計画事務室は、提出された環境への影響の分析報告並びに関連書類を審査すること。提出された報告が第 46 条第 2 段に規定した原則と方法に合致して作成されてない、または書類の項目が不備な場合、環境政策・環境計画事務室は、報告を提出した許可申請者に対し、その報告書受領日より 15 日以内に通知すること。
- 環境政策・環境計画事務室が審査し、提出された環境への影響の分析報告並びに関連書類は適性で項目は完全、または第 3 段に従い完全に訂正が行われた場合、環境政策・環境計画事務室は上記報告に関する第 1 次意見を報告書受領日より 30 日以内に完成させ、次の専門委員会による審査のため提出すること。
- 第 4 段の専門委員会の任命は、国家環境委員会が定める原則と方法によること。委員会は、関係各専門分野での専門家または有識者より構成され、また委員として当該プロジェクト、事業または共同代表者に対し法的権限を有する係官も含むこと。
- 第 49 条 第 48 条の専門委員会での審査は、環境政策・環境計画事務室から環境への影響の分析報告を受領した日から 15 日以内に完了させなければならない。もし、専門委員会の審査が上記期限内に完了しなかった場合、専門委員会が承認したと看做される。
- 専門委員会が承認した場合、または専門委員会が承認したと見做された場合、法的権限を有する係官は許可申請者に許可を発令すること。
- 専門委員会が承認しなかった場合、許可申請者が専門委員会の指示に従い専門委員会が定める指針と詳細に基づき環境への影響の分析を訂正または作成して提出するまで、係官は許可申請者に対する許可の発令は止め置くこと。
- 上記の者が訂正または作成し直した環境への影響の分析報告を提出した後、専門委員会は、その報告書受領日より 30 日以内に、報告の審査を完了させること。もし、専門委員会が上記期限内に審査を完了させなかった場合は専門委員会は承認したと見做し、上記係官は許可申請者に許可を発令することができる。
- 適切と判断した場合、大臣は、第 46 条に基づき規定された種類と規模のプロジェクトまたは事業に、プロジェクトまたは事業の許可証延長の際、許可証申請との同様な方法で、環境への影響の分析報告を提出さすべく官報に規定することができる。
- 第 50 条 第 48 条及び第 49 条による環境への影響の分析報告の審査のため、専門委員会より委任を受けた専門家委員または係官は、環境への影響の分析報告の承認申請を提出したプロジェクトまたは事業の設立の場所が適切か検査を行う権限を有する。第 49 条に基づき専門委員会が環境への影響の分析報告を承認した場合、許可発令または許可証延長に法的権限を有する係官は、環境への影響の分析報告中に提示された措置を、許可または許可証延長の条件として定めること。これは当該件の法的な条件と見做される。
- 第 51 条 第 47 条及び第 48 条に従うため、大臣は、国家環境委員会の承認の下に、第 46 条に基づく環境への影響の分析報告は、環境への影響の研究専門家としての許可取得者により作成、またはその証明を受けなければならないと規定することができる。
- 申請及び許可証発行、環境への影響の分析報告作成の権限を持つ環境への影響の研究専門家の資格、許可取得者の作業管理、許可証の再発行、許可の停止及び取消、並びに許可証申請及び発行手数料は、省令に規定する原則、方法及び条件に第 54 条従うこと。

第 4 章 公害規制

第 1 部 公害規制委員会

- 第 52 条 本法に基づく汚染物の規制のため、科学技術環境省次官を委員長とし、地方行政局長、警察

局長、陸運局長、港湾局長、土木局長、天然資源局長、工業局長、衛生局長、農業技術局長、環境質推進局長、環境政策・環境計画事務局事務長、バンコク都助役、国家環境委員会が任命する 5 人を超えない有識者を委員とし、公害管理局長を委員及び秘書とする。

第 14 条及び第 15 条の条項を、公害規制委員会の有識者委員の任期及び離任に準用する。

第 53 条 公害規制委員会は、下記の権限と任務を有する。

(1) 国家環境委員会に対し、汚染物の拡散による危険または汚染の防止または改善の実施計画を提出する。

(2) 国家環境委員会に対し、汚染の規制、防止、削減または駆除につき関係法令の改正及び改訂の意見を提示する。

(3) 国家環境委員会に対し、汚染物の規制及び環境の質の向上と保護に関し、税制と民間の投資奨励の措置の制定に関する意見を提示する。

(4) 国家環境委員会に対し、公営の共同排水浄化装置または廃棄物処理装置の使用料決定につき助言する。

(5) 第 55 条に基づく汚染源からの公害規制基準制定につき大臣へ助言する。

(6) 第 68 条及び第 69 条に基づき実施すべき汚染源の種類指定につき大臣へ助言する。

(7) 第 79 条に基づき危険性廃棄物の種類及び種別指定の省令公布につき助言する。

(8) 汚染物の規制、防止、削減または駆除につき当局、公営企業及び民間との間で業務提携する。

(9) 年 1 度国家環境委員会に対し汚染状況に関する報告を提出する。

(10) 本法に基づく、汚染監督官の命令への反対の審査判定をする。

(11) 本法または公害規制委員会に権限任務を与える法律に基づくその他の行為を行う。

(12) 国家環境委員会が委任するその他の行為を行う。

公害規制委員会は、公害規制委員会が委任する事項を検討または実行する為の小委員会を設置することができる。

第 54 条 第 16 条、第 17 条及び第 20 条の条文を、公害規制委員会及び公害規制委員会が任命した小委員会の運営に準用すること。

第 2 部 発生源よりの公害規制基準

第 55 条 大臣は、公害規制委員会の助言と国家環境委員会の承認の下に、本法に定める環境基準に環境の質を保つ為、発生源より環境に対し排出される排水、汚染空気、廃棄物またはその他の汚染物を規制する、発生源よりの公害規制基準を官報に定める権限を有する。

第 56 条 他の法律に基づく権限の下に発生源より環境に対し排出される排水、汚染空気、廃棄物またはその他の汚染物に関する基準が制定されており、その基準が第 55 条に基づき大臣が官報に定めた発生源よりの公害規制基準を満たしている場合、その基準はその法律の規定するところに従い引き続き有効とする。しかし、その基準が第 55 条に基づき大臣が公示した発生源からの公害規制基準以下である場合は、その法律に基づき権限を有する当局は発生源よりの公害規制基準を満たすように改訂すること。それができない障害がある場合、国家環境委員会が決定を下すこと。その決定がいかなるものであっても、関係当局はその決定に従うこと。

第 57 条 他の法律が当局にある件に関し発生源よりの公害規制基準を制定する権限を与えているが、当局がその基準を制定する法律による権限を行使しない場合、公害規制委員会の勧告と国家環境委員会の同意の下に、大臣はその件に関する発生源よりの公害規制基準を制定し官報に公示する権限を有する。それは法律に基づくその件の基準と看做される。

第 58 条 適切と判断される場合、第 59 条に基づく公害防止重点地域に対し、県知事は第 55 条により制定された発生源よりの公害規制基準より厳しい公害規制基準を制定し、官報に公示する権限を有する。

第 3 部 公害防止重点地域

第 59 条 ある地方に大衆の健康に有害な規模にまで深刻化する傾向がある、または環境の質に悪影響を与える恐れのある汚染問題があることが分かった場合、国家環境委員会はその地域を汚染物の規制、削減及び駆除を行う公害防止重点地域に制定し官報に公示する権限を有する。

第 60 条 第 37 条による県段階の環境の質管理のための実施計画を作成するため、第 59 条に基づき公害防止重点地域に制定された地域の地方主任官は、県段階の環境の質管理のための実施計画に編入し、その公害防止重点地域内の汚染物の削減と駆除のための実施計画を作成し、県知事に提出すること。汚染物削減と駆除のための実施計画は、下記の如く作成すること。

(1) その公害防止重点地域に存在する汚染源に関する調査とデータの収集をする。

(2) 上記(1)による調査とデータ収集を行った汚染源の数、種類及び規模を表わす詳細リストを作成する。

(3) その公害防止重点地域内の汚染物の削減と駆除のために適切に必要な基準を制定するため、汚染の研

- 究、分析及び査定をする。問題の深刻度及び環境の質に対する影響の限界を含む。
- 第 1 段及び第 2 段に基づく地方主任官の汚染物削減及び駆除のための実施計画の作成に当たり、汚染監督官は必要な助言並びに協力を行うこと。
- 第 61 条 第 60 条に基づく公害防止重点地域内の汚染物削減と駆除のための実施計画につき、その地域内の汚染物削減と駆除に必要な公営の共同排水浄化装置または共同汚染物処理装置の建設または実現のための見積りを提出し、国家予算及び基金の割当の申請をせねばならない。
- 第 62 条 公害防止重点地域用に共同排水浄化装置または共同汚染物処理装置の建設用土地の調達が必要だが、公有地が見つからない場合、民間の土地を物色し建設用土地としての選択を検討すること。費用がいる場合、見積りを提出し、県段階の実施計画の国家予算及び基金の割当の申請をすること。
- 第 63 条 第 1 段が実行できない場合、適切な用地を指定し、不動産収用法に基づき収用することを大臣に提案すること。
- 第 63 条 県知事は第 60 条に基づく地方主任官の行為を監督すること。地方主任官が適切な期間内に行わなかった場合、県知事は地方主任官並びに国家環境委員会に通知した後、代わって行う権限を有する。

第 4 部 大気汚染及び騒音

- 第 64 条 使用する乗物は、第 55 条により定められた発生源よりの公害規制基準を超える汚染物を発生させてはならない。
- 第 65 条 係官が第 64 条に違反して乗物が使用されているのを発見した場合、係官はその乗物の使用を一切、または第 55 条に基づき制定された発生源よりの公害規制基準に従い改善調整されるまで、禁止する命令を出す権限を有する。
- 第 66 条 第 65 条による乗物の使用禁止命令を出す際、発令係官は『使用絶対禁止』または『使用一時禁止』との内容の文言がはっきり見えるマーク、あるいは同様の意味が広く大衆に分かるその他のマークを、その乗物の一部に貼付すること。
- 第 67 条 第 1 段の使用禁止マークの貼付または取剥がし、または上記マークがある間の乗物の使用に就いては、省令に規定する原則、方法及び条件に従うこと。
- 第 67 条 第 65 条による任務遂行の際、係官は検査のため乗物を停止させる、あるいは乗物のエンジンまたは装置を検査するためその乗物に乗り込む、または必要な一切の行為をする権限を有する。
- 第 68 条 大臣は、公害規制委員会の助言の下に、汚染空気、放射線、または煙、蒸気、ガス、煤、粉塵、粒子、灰塵状の汚染物、あるいは大気中に放出される一切の形状の大気汚物の排出を、第 55 条により規定される発生源よりの公害規制基準、その他の法律の権限により定められた第 56 条に従い未だ有効な当局の基準、または第 58 条により公害防止重点地域のため県知事が特別に規定する基準を、超えないよう規制すべき汚染源の種類を官報に規定する権限を有する。
- 第 1 段により規定された汚染源の所有者または管理者は、汚染監督官の定めるところに従い、空気の質に影響を与える恐れのある汚染物を管理、処理、削減または駆除する汚染空気浄化装置、付属品またはその他の用具を設置あるいは準備する義務を有する。但し、汚染監督官が検査しテストを行い使用可能と判断した上記の装置、付属品または用具が既にある場合は除く。この目的のため、汚染監督官は上記の汚染空気浄化装置、付属品または用具の操作の監督者を指定することができる。
- 第 1 段及び第 2 段の条文を第 55 条により規定される発生源よりの公害規制基準、その他の法律の権限により定められ第 56 条に従い未だ有効な当局の基準、または第 58 条により公害防止重点地域のため県知事が特別に規定する基準を、超える騒音あるいは振動を放出または発生する汚染源に準用する。

第 5 部 水質汚染

- 第 69 条 大臣は、公害規制委員会の助言の下に、公共用水域への、あるいは汚染源の外部の環境への排水または廃棄物の排出を、第 55 条により規定される発生源よりの公害規制基準、その他の法律の権限により定められ第 56 条に従い未だ有効な当局の基準、または第 58 条により公害防止重点地域のため県知事が特別に規定する基準を、超えないよう規制すべき汚染源の種類を官報に規定する権限を有する。
- 第 70 条 第 69 条により規定された汚染源の所有者または管理者は、汚染監督官の定めるところに従い、排水浄化装置または廃棄物処理装置を建設、設置あるいは準備する義務を有する。この目的のため、汚染監督官は、所有者または管理者に、その建設、設置または準備を規定され

た排水浄化装置または廃棄物処理装置操作の監督者を指定することができる。

第 69 条による大臣の告示日前に、既に汚染源に排水浄化装置または廃棄物処理装置を有している場合、汚染源の所有者または管理者は、検査を受けるため汚染監督官に通知すること。もし、汚染監督官が、その既存の排水浄化装置または廃棄物装置は、規定済の公害規制基準に即した排水浄化または廃棄物処理ができないと判断した場合、汚染源の所有者または管理者は、汚染監督官の定めるところに従い改善または調整する義務を有する。

第 71 条 当局が既に共同排水浄化装置または共同廃棄物処理装置を準備した公害防止重点地域または一切の地域内で、汚染監督官が定める排水浄化装置または汚染物処理装置を未だ建設、設置または準備していない、あるいは汚染監督官の定める排水浄化装置または廃棄物処理装置の建設または準備を望まない、第 70 条第 1 段の汚染源の所有者または管理者は、自己の事業により生じた排水または廃棄物を、その公害防止重点地域またはその地域内に存在する共同排水浄化装置または共同廃棄物処理装置に持って行き浄化または処理し、かつ本法またはその他の関連法により定める金額の使用料を支払う義務を有する。

第 72 条 当局が既に共同排水浄化装置または共同廃棄物処理装置を準備した公害防止重点地域または一切の地域内では、各種汚染源の所有者または管理者は、第 70 条に規定した汚染源の所有者または管理者を除き、自己の事業により生じた排水または廃棄物を、その公害防止重点地域またはその地域内に存在する共同排水浄化装置また共同廃棄物処理装置へ持っていき、処理し、関連法により定める金額の使用料を支払う義務を有する。但し、自身で排水浄化装置または廃棄物処理装置を所有し、本法に基づき規定する基準に即して排水の浄化または廃棄物の処理が可能な場合は除く。

第 73 条 何人も排水浄化または廃棄物処理の監督者として雇われること、または業務を請負うことを禁じる。但し、地方主任官より許可証を得た場合は、その限りではない。

許可証の申請及び発行、許可証取得者の資格、許可証取得者の作業の監督、許可証の更新、許可証の再発行、許可の停止と取消、及び許可証申請と発行の手数料の支払いは、省令に規定する原則、方法及び条件に従うこと。

請負業者として許可証を取得した者は、監督者として許可証を取得した者と看做される。

第 1 段に基づく請負業者による排水の浄化または廃棄物の処理の請負に関し、省令に定める金額の手数料を徴収することができる。

第 74 条 当局が未だ共同排水浄化装置または共同廃棄物処理装置を準備していないが、その公害防止重点地域またはその地域内に排水浄化または廃棄物処理の請負許可証を得た者が存在する公害防止重点地域あるいは地区内では、第 71 条及び第 72 条による汚染源の所有者または管理者は、汚染監督官の助言の下に地方主任官が規定した原則、方法及び条件に従い、自身の汚染源よりの排水または廃棄物を、請負業者に引渡し浄化または処理をさせること。

第 75 条 当局が未だ共同排水浄化装置または共同廃棄物処理装置を準備しておらず、かつその公害防止重点地域またはその地域内に排水浄化または廃棄物処理の請負許可証を得た者がいない公害防止重点地域あるいは一切の地域内では、地方主任官は、汚染監督官の助言の下に、第 71 条及び第 72 条による汚染源から生じた排水の浄化と廃棄物の処理のため、その公害防止重点地域またはその地域に共同排水浄化装置または共同廃棄物処理装置が建設、設置され操業を開始するまでの間、必要に応じ臨時措置を規定する権限を有する。

第 1 段の排水浄化装置または廃棄物処理装置のための臨時措置とは、他の地区にある公営の共同排水浄化装置または共同廃棄物処理装置にて浄化または処理をするため、適切な方法により、排水または廃棄物を収集、輸送または発送すること、あるいは他の地区内の排水浄化または廃棄物処理の請負許可証取得者に、臨時的にその公害規制地域またはその地区にて請負業務を行うことを許可すること、あるいはその請負業務許可証取得者に、その公害防止重点地域またはその地域外にあるその者の排水浄化装置または廃棄物処理装置に輸送するため排水または廃棄物を収集することを許可することを含む。

第 76 条 公営の共同排水浄化装置または排水浄化または廃棄物処理請負許可証取得者の排水浄化装置にて受け入れた排水は、第 55 条により規定する発生源よりの公害規制基準、またはその他の法律の権限により定められ第 56 条に従い未だ有効な当局の基準、または第 58 条により公害防止重点地域のため県知事が特別に規定する基準、または第 58 条により公害防止重点地域のため県知事が特別に規定する基準に即してなければならない。

第 77 条 国家予算または地方自治体の収入、かつ本法に基づく基金を使用した共同排水浄化装置または共同廃棄物処理装置を設置した当局または地方自治体は、その当局またはその地方自治体が発設置した共同排水浄化装置または共同廃棄物処理装置を運営管理する任務を有する。その場合、当局並びに地方自治体は、本法に基づき排水浄化装置または廃棄物処理装置の請負業務許可証を取得した者を、共同排水浄化装置または共同廃棄物処理装置の運営管理者として

雇用することができる。汚染源からの排水または廃棄物の公営共同排水浄化装置または共同廃棄物処理装置への発送、収集及び輸送の原則及び方法は、第 72 条により公営共同排水浄化装置または共同廃棄物処理装置へ持ち込む工場またはその他の汚染源から出る排水、汚染空気または廃棄物のための禁止事項、制限事項及びその他の条件を含み、省令に規定すること。

第 6 部 その他の汚染物及び危険廃棄物

第 78 条 塵芥及び固形状の廃棄物の処理と駆除のための収集、輸送及びその他の装置、陸上及び海中の鉱山より発生またはもたらされる汚染物の防止と規制、陸上及び海中での石油、天然ガス及び各種炭化水素物質の探索及び採掘より発生またはもたらされる汚染の防止と規制、または海上船、油送船及びその他の船からの油の排出、廃棄物及びその他物質の投棄により発生またはもたらされる汚染の防止と規制は、その法律に従うこと。

第 79 条 特に規制する法律がない場合、大臣は、公害規制委員会の助言の下に、生産または工業、農業、公衆衛生及びその他の生産工程において化学物質または危険物の使用から発生する危険廃棄物の種類と種別を省令にて規定し、規制する権限を有する。この場合、上記危険廃棄物の保管、収集、保安、輸送移動、輸出入、及び管理、浄化及び処理の原則、基準及び方法を、関連技術理論に従い適切かつ正しい方法に基づき規定すること。

第 7 部 検査と規制

第 80 条 第 68 条または第 70 条に基づき、汚染空気またはその他の汚染物の排出を制御する汚染空気浄化装置、付属品及び用具、排水浄化装置または廃棄物処理装置を、自己所有する汚染源の所有者または管理者は、上記の装置、付属品及び用具の操作結果を示す統計及びデータを毎日収集し、その汚染源のある場所において証拠として詳細を記録し、かつ汚染空気浄化装置、付属品及び用具、排水浄化装置の操作記録を、汚染物の発生源が存在する地域の地方主任官に提出する義務を有する。

統計及びデータ収集、詳細記録及び報告の作成は、省令に規定する原則、方法及び書式に従うこと。

汚染監督官の定めにより、第 1 段の排水浄化装置、廃棄物処理装置または付属品及び用具に監督者が必要とされる場合、監督者は所有者または管理者に代わり第 1 段の規定に従う義務を有する。

排水浄化または廃棄物処理の請負許可証を取得した者は、第 1 段による汚染源管理者と同様の義務を有する。

第 81 条 地方主任官は、第 80 条に従い受領した報告書をまとめて、少なくとも 1 月に 1 度、その地方に常任する汚染監督官あて送付すること。かつ、送付する報告書に汚染監督官の検討資料として意見を添えることができる。

第 82 条 本法施行のため、汚染監督官は下記の権限を有する。

(1) 排水浄化装置、汚染物処理装置、汚染空気浄化装置または付属設備及び各種用具の操作状況を検査するため、汚染空気またはその他の汚染物の排出管理のため、並びに装置または付属設備及び上記の用具の操作に関する詳細記録、統計またはデータを検査するため、あるいは本法に違反していると疑うべき理由がある場合、如何なる者の建物、工場または汚染源のある場所及び地域、排水浄化装置または汚染物処理装置に、日の出から日没までの間または営業時間中、立ち入る。

(2) 汚染空気またはその他の廃棄物の排出管理のため、排水浄化または汚染物処理装置の所有者、管理者または処理請負業者に対し文書にて命令し、汚染空気浄化装置、排水浄化装置または汚染物処理装置、または付属設備及び各種用具を、改善、変更、調整また修理さす。しかし、その汚染源が工場である場合は、工場法に基づく係官に通知し権限任務に従い処置させること。もし、工場法に基づく係官が自己の権限任務を履行しない時は、汚染監督官が本法の規定に従い処理する権限を有するものとする。

(3) 第 90 条、第 91 条または第 92 条に基づき、工場以外の汚染源の所有者または管理者に、文書にて改善命令を出す。汚染源が工場の場合は、工場法に基づく係官に文書で通知し、その工場の所有者または管理者に対し改善命令を出させる。その場合、工場法に基づく係官は、本法に基づく汚染監督官と看做される。もし、工場法に基づく係官が、然るべき期間内に改善命令を出さなかった場合は、汚染監督官が工場であるその汚染源の所有者または管理者に対し、改善命令を出す権限を有するものとする。

(4) 排水浄化または廃棄物処理の請負許可証取得者が、本法の条項、あるいは本法に従い出された、または規定された省令、地方条令、規程、告示または条件に違反または従わなかった場合、あるいは本法に基づく汚染監督官の命令に従わなかった場合、その排水浄化または廃棄物処理の請負許可証取得者に対し文書にて命令し、排水浄化または廃棄物処理を停止または中止させる。または、許可証を取り消す。

(5) 第 68 条または第 70 条に基づく監督者が、本法の条項、あるいは本法に従い出されたまたは規定さ

れた省令、地方条例、規定、告示または条件に、違反または従わなかった場合、あるいは本法に基づく汚染監督官の命令に従わなかった場合、文書にて命令し、その監督者を辞めさせず。

第 83 条 関係府庁組織間での共同作業が有効であると判断される場合、汚染監督官は下記を実行することを得る。

(1) 汚染空気、排水またはその他の廃棄物を意図的に処理せず、こっそり未処理の汚染空気、排水またはその他の廃棄物を汚染源のある地域の内外の環境に放出した第 68 条、第 69 条または第 78 条に基づく汚染源に関し、法的にその汚染源を監督管理する権限を持つ係官に対し、許可証の停止、使用禁止または取消命令、あるいは一切の使用または利用停止命令を出すよう提言する。

(2) 第 71 条または第 72 条の汚染源の所有者または管理者が、本法に従い排水または廃棄物を処理または駆除のため送るよう、地方主任官に対し、法的処理を講じるべく提言する。

(3) 地方主任官または当局に対し、その地方主任官または関係当局の責任下にある公営の共同排水浄化装置、または共同廃棄物処理装置の捜査と維持に関し助言する。

第 84 条 本法に基づく任務履行に際し、係官及び汚染監督官は、関係者が要求する場合、身分証明書を持参しなければならない。

係官及び汚染監督官の身分証明書は、省令にて規定する書式に従うこと。

第 85 条 本法に基づく任務履行に際し、場所または乗物の所有者または管理者、または関係義務者は、なるべく便宜をはかること。かつ、係官及び汚染監督官は、刑法に基づく係官と看做される。

第 86 条 第 50 条第 1 段、または第 65 条に基づく係官の任務履行、及び第 82 条に基づく汚染監督官の任務履行は、場所または乗物の所有者または管理者の面前で行うこと。もし、それらの者が見つからない場合は、係官または汚染監督官が証人として依頼した、少なくとも 2 人の他の者の面前で行うこと。

第 87 条 第 82 条(2)(3)(4)または(5)に基づく汚染監督官の命令に不服な、汚染源の所有者または管理者、排水浄化装置または廃棄物処理の請負許可証取得者、監督者またはその他の者は、汚染監督官の命令を受けた日から 30 以内に公害規制委員会に対し、その命令に異議を申し立てる権利を有する。

公害規制委員会の裁定に同意できない異議申立人は、公害規制委員会の裁定を受けた日から 30 日以内に、大臣に対し上訴する権利を有する。大臣の裁定を以て最終とする。

第 8 部 使用料及び罰金

第 88 条 本法に基づき割当を受けた国家予算、または地方自治体の収入及び基金により、公営の共同排水浄化装置または共同廃棄物処理装置が建設され、運営されている公害防止重点地域、あるいは一切の地域において、国家環境委員会は、公害規制委員会の助言の下に、上記の公営共同排水浄化装置または共同廃棄物処理装置のある公害防止重点地域、または地域毎に適用する使用料を定め公示すること。

第 1 段の使用料は官報に公示すること。

第 89 条 第 88 条に基づき規定した使用料は、第 71 条及び第 72 条の汚染源からの排水浄化または廃棄物処理装置に対し、なるべく分けて規定することを得る。

小規模使用者である、住宅の範疇にある第 72 条の汚染源の所有者または管理者は、国家環境委員会が公害規制委員会の助言の下に定める原則と条件に従い使用料の支払いを免除される権利を有する。

第 90 条 排水または廃棄物を、第 71 条または第 72 条に従い公営の共同排水浄化装置または共同廃棄物処理装置にて処理のため送らず、こっそりその排水または廃棄物を自己の所有または管理する汚染源のある地域の外部の環境に放出している、または廃棄物を公営の共同排水浄化装置または共同廃棄物処理装置にて処理のため送ってはいるが、第 82 条第 2 段による免除者ではないのに規定の使用料を支払わない汚染源の所有者または管理者は、本法の規定に従うまで、第 88 条により規定される使用料の 4 倍の罰金を支払わねばならない。

第 91 条 第 70 条に基づく排水浄化装置または廃棄物処理装置を保有する汚染源の所有者または管理者で、公営の共同排水浄化装置または共同廃棄物処理装置に排水または廃棄物をこっそり放棄した者は、自己の排水浄化装置または廃棄物処理装置の機械を作動さす 1 日分の経費額の 4 倍の罰金を、その行為を行った期間分、支払わなければならない。かつ、もしその排水または廃棄物の放棄により、共同排水浄化装置または共同廃棄物処理装置に、なんらかの損害または欠陥が生じた場合は、賠償金を支払わなければならない。

第 92 条 第 68 条または第 70 条に基づく汚染源の所有者または管理者で、汚染空気、騒音及び振動を制御するため所有している自己の設備または用具を使用せず、または自己が所有する排水浄化装置または廃棄物処理装置にて排水浄化または廃棄物の処理をせず、汚染した排水または廃棄物を自己の汚染源地域の外部にこっそり放出した者は、その設備、用具、あるいは排

- 水浄化装置または廃棄物処理装置を作動さす 1 日分の経費額の 4 倍の罰金を、その行為を行った期間分、支払わなければならない。
- 第 93 条 公営の共同排水浄化装置または共同廃棄物処理装置を設置した地方主任官または当局の係官は、本法に従いこの節で定めた使用料、罰金を徴収し、賠償金を請求する権限任務を有する。これは、その地方自治体または当局が設置した公営の共同排水浄化装置または共同廃棄物処理装置に関する点のみとする。
- 第 1 段に基づき徴収した使用料及び罰金は、国家予算に繰り入れることは免除されるが、基金委員会が定める率に従い基金に拠出すること。残額は使用料及び罰金を徴収した公営の共同排水浄化装置または共同廃棄物処理装置の操作及び維持のため使用すること。

第 5 章 奨励措置

- 第 94 条 汚染空気浄化装置、排水浄化装置またはその他廃棄物処理装置、並びにその汚染源に対し必要な付属設備、用具、器具及び資材を準備すべき、本法またはその他の関係法令に基づく義務を有する汚染源の所有者または管理者、あるいは本法に基づき許可証を取得した請負業者は、下記の如く当局に奨励または援助を申請する権利を有する。
- (1) 国内で調達できない必要機械、付属設備、用具、器具または資材をタイ国内に輸入するため、関税面での援助を申請する。
- (2) 国内では、(1)により輸入する機械、付属設備、用具または器具を監督する適格者を、見つけ雇うことができない場合、その汚染空気浄化装置、排水浄化装置またはその他廃棄物処理装置を設置し、監督または操作する外国人専門家またはエキスパートの入国許可を申請する。国内で監督者としての職務に就くことにより生じる、その者の所得税の免除申請を含む。
- 第 1 段において、既述の法的義務のない汚染源の所有者または管理者が、自己の装置、付属設備、用具または器具の所有を望む場合も、第 1 段の当局の奨励及び援助を申請する権利を有する。
- 第 95 条 第 94 条による当局の奨励及び援助の申請は、省令に規定する原則、方法及び書式に従い、国家環境委員会に提出すること。
- 国家環境委員会は、第 1 段による奨励及び援助申請につき、申請者の経済、財政及び投資面での必要性を熟考し、適切か審査すること。そして、国家環境委員会が申請者を援助することが適切と判断した場合、国家環境委員会は関係当局に対し、申請者への奨励または援助のため、その当局の権限任務に応じ措置するよう指示すること。

第 6 章 民事事件

- 第 96 条 汚染源より、汚染物を遺漏または拡散させ、他人の生命、身体または健康に危害を及ぼす原因、あるいは他人または国家の財産を損傷させる原因となった場合、その汚染源の所有者または管理者は、その汚染物の遺漏または拡散が汚染源の所有者または管理者の意図によるのか怠慢によるのかに拘らず、その事に対し賠償金または損害額を支払う義務を有する。但し、下記の原因から生じた汚染であることが証明できた場合を除く。
- (1) 不可抗力、または戦争。
- (2) 政府または政府係官の命令による行為。
- (3) その汚染物の遺漏または拡散により、自身が危害または損害を受けた者または直接または間接的に責任を負う義務のある他の者の行為または不行為。
- 第 1 段に基づき汚染源の所有者または管理者が責任を負うべき賠償金または損害額には、当局がその発生した汚染を駆除するに負担した実費全額も含まれる。
- 第 97 条 違法な行為または不行為により、官有または国家の公共財産である天然資源に危害、破壊、損害を与えた者は、その危害、破壊、損害を受けた天然資源の全価値に応じて、政府に対し損害額を支払う義務を有する。

第 7 章 罰則

- 第 98 条 第 9 条に基づき出された命令に違反または従わなかった、あるいは上記の命令による行為を妨害した者は、1 年以下の禁固、または 10 万パーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。
- 上記の命令に違反または従わなかった、あるいは上記の命令による行為を妨害した者が、汚染により危害または損害を生じさせた場合は、5 年以下の禁固、または 50 万パーツ以下の

- 罰金、あるいはその併科に処する。
- 第 99 条 違法に官有地に侵入した、何らかの行為により保護すべき天然資源または芸術品に危害、破壊または損害を加えた、または第 43 条に規定した環境保全地域内で環境の質に影響を与える汚染を引き起こした者、5 年以下の禁固、または 50 万パーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。
- 第 100 条 第 44 条に基づき出された省令の規定に、あるいは第 45 条に基づく大臣の布告に違反または従わなかった者は、1 年以下の禁固、または 10 万パーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。
- 第 101 条 汚染源の適法な事業経営に対し、評判または大衆の信頼を失わせることを意図して、その汚染源からの危害に関し事実と反する情報を広めまたは流した者は、1 年以下の禁固、または 10 万パーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。
もし、上記の情報を、新聞、放送、テレビまたはその他のマスコミによる広告またはニュースにより広めまたは流した場合、違反者は 5 年以下の禁固、または 50 万パーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。
- 第 102 条 第 65 条に基づく係官の乗物使用禁止命令に違反した者は、5 千パーツ以下の罰金に処する。
- 第 103 条 第 67 条に基づく係官の命令に違反した者は、1 月以下の禁固、または 1 万パーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。
- 第 104 条 汚染源の所有者または管理者で、第 71 条に従わなかった者、あるいは第 72 条、または第 74 条または第 75 条第 1 段に基づく地方主任官の規定に従わなかった者は、1 年以下の禁固、または 10 万パーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。
- 第 105 条 第 73 条に基づく許可証を得ずに排水浄化装置または廃棄物処理装置の監督または処理業務の請負をした者は、1 年以下の禁固、または 10 万パーツの罰金、あるいはその併科に処する。
- 第 106 条 第 80 条に基づく統計、データを収集、あるいは記録または報告をしなかった汚染源の所有者または管理者、排水浄化装置または廃棄物処理装置の監督者または請負業者は、1 月以下の禁固、または 1 万パーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。
- 第 107 条 本法に基づき行う義務のある記録または報告に、虚偽の内容を記した監督官または請負業者は、1 年以下の禁固、または 10 万パーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。
- 第 108 条 第 82 条(1)に基づく任務履行に際し、汚染監督官の命令に反抗または従わない者は、1 月以下の禁固、または 1 万パーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。
- 第 109 条 第 82 条(4)に基づく汚染監督官の排水浄化または廃棄物処理装置の請負業務の停止または休止命令を受けた排水浄化または廃棄物処理装置の請負業者が、あるいは第 82 条(5)に基づく汚染監督官の汚染監督者取消し命令を受けた汚染監督者が、汚染監督官の命令に違反または従わない、または違反して業務を続行した場合、1 年以下の禁固、または 10 万パーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。
- 第 110 条 監督者を取消された者を雇用し、汚染空気浄化装置、排水浄化装置または廃棄物浄化装置を監督させた汚染源の所有者または管理者は、5 万パーツ以下の罰金に処する。
- 第 111 条 本法により処罰されるべき違反者が法人である場合、その法人の取締役または支配人、またはその法人の経営責任者を、その違反に対する規定に従い処罰する。但し、その違反に自身が荷担していないことが証明できた場合は除く。

経過規定

- 第 112 条 本法第 12 条に基づく国家環境委員会が未だ任命されない間、本法発効日以前に任命されていた国家環境委員会が、新委員会が任命されるまで職務を続行すること。
- 第 113 条 国家環境保全法に基づいた省令、規程、規則、告示または命令は、本法に基づく省令、規程、規則、告示または命令が公布されるまで、本法に反せぬまたは矛盾せぬ限り、引き続き有効とする。
- 第 114 条 仏暦 2518 年国家環境保全法に基づき、環境の質への影響の研究、予防方策及び改善に関する報告書作成権限者としての許可証を保有している者は、引き続き本法に基づく環境への影響報告書作成権限者とされる。但し、大臣がその者に本法による許可申請をするよう規定するまでとする。
- 第 115 条 本法発効日以前に提出され、国家環境委員会事務局にて審査中の、仏暦 2518 年国家環境保全法に基づくプロジェクトまたは活動のための環境への影響の研究、予防方策及び改善に関する報告は、仏暦 2518 年国家環境保全法に規定する原則と方法に基づき、引き続き承認のための審査をすること。但し、上記審査に於いて、国家環境委員会事務局の権限任務は、環

境政策・環境計画事務局の権限任務とする。

手数料率

| | | |
|----------------------|----|----------|
| 1. 環境への影響報告権限者の許可証申請 | 1部 | 40パーツ |
| 2. 環境への影響報告権限者の許可証 | 年間 | 4,000パーツ |
| 3. 監督者の許可証申請 | 1部 | 40パーツ |
| 4. 監督者の許可証 | 年間 | 4,000パーツ |
| 5. 請負業者の許可証申請 | 年間 | 40パーツ |
| 6. 請負業者の許可証 | 年間 | 4,000パーツ |

参考資料 2

有害廃棄物処理の詳細を規定した工業省告示 1997 年第 6 号

1992年工場法に基づく工業省告示 1997 第 6 号
廃棄物もしくは不用物の処理について

公示日：1997年10月29日

掲載官報発行日：1997年11月13日、第114冊第106号特別節

工場法 1992 年に基づく工業省省令 1992 年第 2 号の第 13 (3) (イ) 項目、及び第 13 (3) (ロ) 項目の規定により、工業大臣は下記のとおり告示を発する。

- 第 1 項目 工場経営者が、本告示の付録に示した形状・性質の廃棄物もしくは不用物を所有すれば、第 2、3 項目に記した通りにその廃棄物もしくは不用物を処理しなければならない。
- 第 2 項目 工場敷地外に第 1 項目の廃棄物もしくは不用物を持ち出してはならない。ただし、付録 2 に記した規定及び手法に従って、無毒化、処分、廃棄もしくは埋立のために、工業局局長もしくは工業局局長が任命したものの許可を得てからである。
- 第 3 項目 本告示の末に添付した書式 RO - GO9 に従って、廃棄物もしくは不用物に関する種類、容量、形状、性質及び保管場所、しかも保管、無毒化、処分、廃棄、埋立、移動、及び輸送についての詳細を記入し、本告示の効力が発揮してから 90 日以内に工業局に届け出なければならない。ただし、本告示の効力が発揮してから後に工場を操業した場合には、工場を開始してから 90 日以内に工業局に届け出しなければならない。
次回からの届け出は毎年 12 月 30 日前に詳細を届け出なければならない。届け出の方法は往復書留による郵送が可能となる。ただし郵便が配達された日を届け出日と見なす。

本告示は、官報に公布された翌日から有効とする。

工業省告示 1997 年第 6 号付録 1
廃棄物もしくは不用物の形状及び性質リスト

第 1 分類

廃棄物もしくは不用物の第 1 分類は、次のものである。引火性物質 (Ignitable substances)、腐食性物質 (Corrosive substances)、反応性物質 (Reactive substances)、有毒物質 (Toxic substances)、浸出性物質 (Leachable substances)。

- 第 1 項目 引火性物質 (Ignitable substances) は下記に示す通りの形状と性質を持っているものである。
- 1.1 引火点 (Flash point) が摂氏 60 度 (華氏 140 度) 以下の液体であり、アルコール混合率が 24%V 以下の水溶液を含まないものとする。試験もしくは分析は標準試験方法 ASTM-D-93-79 もしくは D-93-80 に基づいて Pensky Martens Closed Cup Tester によるか、または標準試験方法 ASTM-D-3278-78 に基づき、Setaflash Closed Cup Tester を用いて行われる。
- 1.2 液体の状態ではなく、摩擦、湿気の吸収、自発的な化学変化に伴って引火するものである。引火した場合、標準状態 (圧力 1 気圧、温度摂氏 0 度) において、非常に危険を伴い、激しく連続的に燃える。
- 1.3 爆発性圧縮ガスである。ここで、ガスとは絶対圧力が 2.81kg/cm² (40 ポンド/インチ) 以上、温度が摂氏 21 度 (華氏 70 度) もしくは絶対圧力が 7.31kg/cm² (104 ポンド/インチ) 以上、温度が摂氏 55 度 (華氏 130 度) 容器に充填している物質もしくは混合物と定義する。試験または分析は標準試験方法 ASTM-D-323 によって行われる。
- 1.4 酸化剤であり、急激に酸素を供給し、有機物の燃焼を促進できるものである。例えば、塩素酸塩、過マンガン酸塩、無機過酸化物、及び硝酸塩など。
- 第 2 項目 腐食性物質 (Corrosive substances) は下記に示す通りの形状と性質を持っているものである。
- 2.1 水成分を含有し、酸性で pH 値が 2 またはそれ以下、アルカリ性で pH 値が 12.5 またはそれ以上のものである。試験もしくは分析は標準試験方法米国環境保護庁方式 9040 に従って pH メータを用いて行われる。
- 2.2 SAE1020 級の鉄鋼を、摂氏 55 度 (華氏 130 度) の温度において、1 年当たり 6.35mm (0.250 インチ) の腐食率を起こす液体である。試験もしくは分析は標準試験方法 NACE (National

Association of Corrosion Engineers) 基準 TM-01-69 に従って行われる。

- 第 3 項目 反応性物質 (Reactive substances) は 下記に示す通りの形状と性質を持っているものである。
- 3.1 不安定で、爆発を伴わない、急速かつ強烈な反応を起こすものである。
 - 3.2 水と激しく反応するものである。
 - 3.3 水との混合物は爆発性をもつものである。
 - 3.4 水と混合した場合、人体及び環境に危害を与えるほどの濃度で有毒なガス、蒸気もしくは煙を発生するものである。
 - 3.5 シアン化物もしくは硫化物を含有するものであり、pH が 2 ~ 11.5 の環境におかれると人体及び環境に危害を与えるほどの濃度で、有毒なガス蒸気もしくは煙を発生するものである。
 - 3.6 限定されたところで加熱した場合に強烈な爆発反応を起こし、または標準状態 (圧力 1 気圧、温度摂氏 0 度) において強烈かつ急速な反応を起こし、爆発し得るものである。
- 第 4 項目 有毒物質 (Toxic substances) は下記に示す通りの形状と性質を持っているものである。
- 4.1 人体の健康に危害を与えて、少量でも致命的なものである。試験または分析は標準試験方法米国環境保護庁方式の Toxicity Test に従って行われる。
 - 4.2 下記に示す毒性をもっているものである。
ラットを実験動物として用いた場合、蒸気またはガス状態で、口による 50% 致命線量 (Oral LD50) は体重 1kg 当たり 50mg 以下であり、吸入による 50% 致命線濃度 (Inhalation LC50) は 100ppm 以下である。兔を実験動物として用いた場合、皮膚による 50% 致命線量 (Dermal Rabbit LD50) は体重 1kg 当たり 43mg 以下のものである。ただし、50% 致命線量 (LD50) とは致死性物質が一定時間に生物の半数を死亡させる平均量 (Medium lethal dosage) である。その単位は有毒物質 mg/実験動物体重 1kg である。50% 致命線濃度 (LC50) とは致死性物質が一定時間に生物の半数を死亡させる平均濃度 (Medium lethal concentration) である。その単位は媒体中に存在する有毒物質の体積又は重量の百万分率である。
 - 4.3 International Agency for Research on Cancer が分類した第 1 種、第 2A 種、及び第 2B の発癌物質リストに記載されている化学薬品を含有または添加している製造工程より発生した物質である。
 - 4.4 実験魚介類に対して、50% 致命線濃度 (Aquatic LC50) は 96 時間で 5mg/liter のものである。
 - 4.5 濃度を 20% 以下希釈しても、実験動物に対して 96 時間で 50% 致命線濃度を示すものである。
- 第 5 項目 浸出性物質 (Leachable substances) は抽出法及び本告示の付録 2 第 3 項目の規定に示した抽出液分析法に従って抽出液に含有する重金属もしくは有毒物質濃度は、下記に示した値と同じか又はそれ以上のものである。
- | | |
|---------------|---------------|
| 砒素 (全量) | 5.0mg/liter |
| バリウム | 100.0mg/liter |
| ベンジン | 0.5mg/liter |
| カドミウム (全量) | 1.0mg/liter |
| 四塩化炭素 | 0.5mg/liter |
| クロルデン | 0.03mg/liter |
| クロロベンゼン | 100.0mg/liter |
| クロロホルム | 6.0mg/liter |
| クロム (全量) | 5.0mg/liter |
| オルト-クレゾール | 200.0mg/liter |
| メタ-クレゾール | 200.0mg/liter |
| パラ-クレゾール | 200.0mg/liter |
| クレゾール (全量) | 200.0mg/liter |
| 2-4D | 10.0mg/liter |
| 1, 4-ジクロロベンゼン | 7.5mg/liter |
| 1, 2-ジクロロエタン | 0.5mg/liter |
| 1, 1-ジクロロエチレン | 0.7mg/liter |
| エンドリン | 0.02mg/liter |
| ヘプタクロル | 0.008mg/liter |

| | |
|------------------|---------------|
| ヘキサクロロベンゼン | 0.13mg/liter |
| ヘキサクロロブタジエン | 0.5mg/liter |
| ヘキサクロロエタン | 3.0mg/liter |
| 鉛（全量） | 5.0mg/liter |
| リンデン | 0.4mg/liter |
| 水銀（全量） | 0.2mg/liter |
| メトキシクロール | 10.0mg/liter |
| メチルエチルケトン | 200.0mg/liter |
| ニトロベンゼン | 2.0mg/liter |
| 2,4-ニトロトルエン | 0.13mg/liter |
| ペンタクロロフェノール | 100.0mg/liter |
| ピリジン | 5.0mg/liter |
| セレンウム | 1.0mg/liter |
| 銀 | 5.0mg/liter |
| テトラクロロエチレン | 0.7mg/liter |
| トキサフェン | 0.5mg/liter |
| トリクロロエチレン | 0.5mg/liter |
| 2,4,5-トリクロロフェノール | 400.0mg/liter |
| 2,4,6-トリクロロフェノール | 2.0mg/liter |
| 2,4,5-TP（シルベックス） | 1.0mg/liter |
| 塩化ビニル | 0.2mg/liter |

第2分類

廃棄物もしくは不用物の第2分類は、不特定種別又は不特定種類発生源からの有害廃棄物もしくは不用物、及び特定種別又は特定種類発生源からの有害廃棄物もしくは不用物である。

- 第6項目 不特定種別又は不特定種類発生源からの有害廃棄物もしくは不用物は、下記に示す通りの形状と性質を持っているものである。
- 6.1 脱脂工程で使用し、ハロゲン族元素を成分としている使用済み溶媒。例えば、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、塩化メチル、1,1,1-トリクロロエタン、テトラクロロメタン、塩素化フルオロカーボンである。その他に、脱脂工程で上述した溶媒を1種類または複数種類、体積率10%またはそれ以上の割合で他の溶媒と混合して使用するもの、及び溶媒の混合物より溶媒を回収する蒸留工程から発生した残さ。
- 6.2 ハロゲン族元素成分を構成している使用済み溶媒。例えば、テトラクロロエチレン、塩化メチレン、トリクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、クロロベンゼン、1,1,2-トリクロロ-1,2,2-トリフルオロエタン、オルトジクロロベンゼン、塩化三フッ化メタン、1,1,2-トリクロロエタンである。その他に、上述した溶媒を1種またはそれ以上体積率10%またはそれ以上の割合で他の溶媒と混合して使用するもの、及び溶媒の混合物より溶媒を回収する際に蒸留工程から発生した残さ。
- 6.3 ハロゲン族元素成分を構成していない使用済み溶媒。第1グループはキシレン、アセトン、酢酸エチル、エチルベンゼン、エチルエーテル、メチルイソブチルケトン、ブチルアルコール、シクロヘキサノン、メチルアルコールである。その他に、上述した溶媒を1種類または複数種類、体積率10%またはそれ以上の割合で他の溶媒と混合して使用するもの、及び溶媒の混合物より溶媒を回収する蒸留工程から発生した残さ。
- 6.4 ハロゲン族元素成分を構成していない使用済み溶媒。第2グループはクレゾール、クレゾール酸、ニトロベンゼンである。その他に、上述した溶媒を1種類または複数種類、体積率10%またはそれ以上の割合で他の溶媒と混合して使用するもの、及び溶媒の混合物より溶媒を回収する蒸留工程から発生した残さ。
- 6.5 ハロゲン族元素成分を構成していない使用済み溶媒。第3グループはトルエン、メチルエチルケトン、二硫化炭素、イソブチルアルコール、ピリジン、ベンゼン、2-ethoxyetanol、2-ニトロプロパンである。その他に上述した溶媒を1種類または複数種類、体積率10%またはそれ以上の割合で他の溶媒と混合して使用するもの、及び溶媒の混合物より溶媒を回収する蒸留工程から発生した残さ。
- 6.6 あらゆる金属めっきの水処理システムから発生した汚泥。ただし、下記のものを除く。硫酸によるアルミ陽極酸化、すずによる鉄鋼のめっき、亜鉛による鉄鋼めっき、アルミまたは亜鉛による鉄鋼のめっきの工程からの汚泥、その他に、すず、亜鉛及びアルミによる鉄鋼めっ

- きの工程からの洗浄水、並びにアルミのエッチングとミリングで使用した化学薬品。
- 6.7 様々な金属めっき工程で、シアン化合物めっき槽から排出した使用済み溶媒。
- 6.8 シアン化合物めっき工程の槽より排出した汚泥。
- 6.9 シアン化合物めっき工程の使用済み洗浄液。
- 6.10 シアン化合物金属熱処理工程で、急冷槽におけるオイルバスから生じた不純物。
- 6.11 塩浴清掃処理法による金属熱処理工程からの使用済みシアン洗浄溶液。
- 6.12 シアン化合物金属熱処理工程で、急冷槽の水処理システムから排出した汚泥。
- 6.13 アルミ化学化成被覆（Chemical conversion coating）工程で、水処理システムから排出した汚泥。ただし、アルミ缶洗浄工程における磷酸ジルコニウムの水処理システムから排出した汚泥を除く。
- 6.14 トリ、テトラクロロフェノール製造工程から、または工業的な用途から生じた廃棄物、またはクロロフェノールの誘導体製造過程で反応物質として、用いられる中間物質より生じた廃棄物。配合工程で使用する中間物質もしくは成分から生じた廃棄物。ただし、純 2,4,5-トリクロロフェノールよりヘキサクロロフェンへの製造工程から生じた廃棄物を含めない。また塩化水素精製工程で、使用済み水と炭素の廃棄物を除く。
- 6.15 ペンタクロロフェノール製造工程から、または工業的な用途から生じた廃棄物、またはペンタクロロフェノールの誘導体製造過程で反応物質として、用いられる中間物質から生じた廃棄物。配合工程で使用する中間物質もしくは成分から生じた廃棄物。ただし、塩化水素精製工程で使用済みの水と炭素の廃棄物を除く。
- 6.16 テトラ、ペンタ、ヘキサクロロベンゼン製造工程から、または工業的な用途から生じた廃棄物、またはこれらの化学製品をアルカリ性の状態で反応物質または中間物質として配合工程で使用する際に生じた廃棄物。ただし、塩化水素精製工程で使用済みの水と炭素の廃棄物を除く。
- 6.17 トリ、テトラクロロフェノール製造工程で使用している道具または装置を用いて、任意の物質を製造する工程から生じた廃棄物。ただし、純 2,4,5-トリクロロフェノールよりヘキサクロロフェンへの製造工程で使用している道具または装置から生じた廃棄物を含めない。また塩化水素精製工程で使用済み水と炭素の廃棄物を除く。
- 6.18 ラジカル触媒反応による塩素化脂肪族炭化水素製造工程から生じた廃棄物、及び高沸点成分物質、タールの蒸留工程で生じた残留物。ラジカル触媒反応による塩素化脂肪族炭化水素の製造反応器を清掃する際に生じる廃棄物。これらの脂肪族炭化水素は炭素鎖の長さが 1-5 であり、塩素置換の数や位置にはよらないものとする。ただし、廃液、排水処理システムから生じた汚泥及び使用済み触媒を除く。
- 6.19 ラジカル触媒反応による塩素化脂肪族炭化水素の製造工程から生じた凝縮軽留分、または使用済み濾過助剤、乾燥剤。これらの脂肪族炭化水素は炭素鎖の長さが 1-5 であり、塩素置換の数や位置にはよらないものとする。
- 6.20 テトラ、ペンタ、ヘキサクロロベンゼン製造工程で使用している道具または装置を用いて、任意の物質を製造する工程から生じた廃棄物。またはこれらの化学製品をアルカリ性の状態で反応物質または中間物質として配合工程で使用する際に生じた廃棄物。ただし、塩化水素精製工程で使用済みの水と炭素の廃棄物を除く。
- 6.21 トリ、テトラ、ペンタクロロフェノールの成分、またはその化合物の成分を含有する不用物。ただし、純 2,4,5-トリクロロフェノールの合成より生じたヘキサクロロフェノール成分を含有する不用物を除く。
- 6.22 第 6.14,6.15,6.16,6.17,6.20,及び 6.21 の項目で示した廃棄物もしくは不用物で汚染された土地を焼却もしくは熱処理することによって生じた残さ。
- 6.23 木材防腐工程で生じた廃液、残留物、及び防腐剤及び使用済みのクロロフェノール混合物。ただし、上述した工程に接触していない排水をのぞく。
- 6.24 クレオソート使用木材防腐工程で生じた廃液、残留物、及び防腐剤及び使用済みの混合物。ただし、クレオソートまたはペンタクロロフェノール使用木材防腐工程の排水処理システムから生じた汚泥を含めず、また上述した工程と接触していない排水をのぞく。
- 6.25 砒素またはクロムを含有する無機防腐剤を使用している木材防腐の工程で生じた廃液、残留物、及び防腐剤及び使用済みの混合物。ただし、クレオソートまたはペンタクロロフェノール使用木材防腐工程の排水処理システムから生じた汚泥を含めず、また上述した工程と接触していない排水をのぞく。
- 6.26 石油精製プラントにおける油、水分及び固体の分離工程から生じた一次汚泥、または排水処理・保管・油による冷却の各工程における遠心分離法から生じた油、水分及び固体の沈殿物、油、水分及び固体分離器、貯蔵タンク、排水溝、輸送経路、汚水溜め、雨水溜めから生じた

- 沈殿物、冷却水または油分を含んだ冷却水から分離した汚泥、生物学的排水処理から生じた汚泥、及び生物学的処理を経てその他処理法から生じた汚泥。
- 6.27 石油精製の油、水分及び固体の分離工程から生じた二次乳化汚泥、排水（冷却工程のものを含む）処理システムから排出した油、水分及び固体を物理・化学的な方法で分離した汚泥、もしくは浮遊汚泥。これらの汚泥は、空気浮遊（Air floatation）もしくは誘導空気浮遊（Induced air floatation）の汚泥分離法から回収した汚泥貯蔵タンクの汚泥、気泡分離（Dissolved air floatation）から生じた汚泥、冷却水または油分を含んだ冷却水から分離した汚泥、生物学的排水処理から生じた汚泥、及び生物学的処理を経てからその他の処理法から生じた汚泥である。
- 第7項目 特定種別又は特定種類発生源からの有害廃棄物もしくは不用物は、下記に示す通りの形状と性質を持っているものである。
- 7.1 木材防腐工場から生じたもの。例えば、クレオソートまたはペンタクロロフェノールの防腐剤使用工場の排水処理システムから生じた汚泥。
- 7.2 無機顔料製造工場が生じたもの。例えば、クロムオレンジ、クロムイエローモリブデン赤、亜鉛黄、クロムグリーン、無水和物または水和物の酸化クロムグリーン、紺青、酸化クロムグリーン等の製造工程から生じた残さ。
- 7.3 有機薬品製造工場から生じ、下記のとおりのものである。
- 7.3.1 エチレンからアセトアルデヒドを製造する蒸留工程から生じた残さ
- 7.3.2 エチレンからアセトアルデヒドの製造工程から生じた distillation side cuts
- 7.3.3 アクリロニトリル製造工程での排水ストリップから生じた汚泥排水
- 7.3.4 アクリロニトリル製造工程でのアクリロニトリル塔から生じた汚泥排水
- 7.3.5 アクリロニトリル製造工程でのアクリロニトリル精製塔から生じた残さ
- 7.3.6 塩化ベンジルの蒸留工程から生じた残さ
- 7.3.7 四塩化炭素、テトラクロルメタン製造の工程から生じた残留物または高沸点留分の残さ
- 7.3.8 エピクロヒドリン製造工程で、蒸留精製塔から生じた残留物または高沸点留分の残さ
- 7.3.9 塩化エチル製造工程で、分留塔から生じた残留物または高沸点留分の残さ
- 7.3.10 二塩化エチレン製造工程で、二塩化エチレン蒸留塔から生じた残留物または高沸点留分の残さ
- 7.3.11 塩化ビニルモノマー製造工程で、塩化ビニル蒸留塔から生じた残留物または高沸点留分の残さ
- 7.3.12 フルオロメタン製造工程でアンチモン触媒を用いて生じた排水
- 7.3.13 クメンよりフェノールまたはアセトンの製造工程から生じたタール残さ
- 7.3.14 ナフタレンより無水フタル酸の製造工程から生じた低沸点留分の残さ
- 7.3.15 ナフタレンより無水フタル酸の製造蒸留工程から生じた残さ
- 7.3.16 ベンゼンのニトロ化反応でニトロベンゼンの製造の蒸留工程から生じた残さ
- 7.3.17 メチル・エチルピリジン製造工程から生じた Stripping still tails
- 7.3.18 トルエンジイソシアネートの製造の遠心分離及び蒸留工程から生じた残さ
- 7.3.19 1,1,1-トリクロロエタンの製造工程で、塩化水素反応器から生じた使用済み触媒
- 7.3.20 1,1,1-トリクロロエタンの製造工程で、ストリップ製品側流れから生じた廃棄物
- 7.3.21 トリクロロエチレンおよびテトラクロロエチレンの製造工程から生じた残留物または高沸点留分残さ
- 7.3.22 アニリン製造蒸留工程から生じた残さ
- 7.3.23 クロロベンゼン製造工程で、蒸留塔または分留塔から生じた残さ
- 7.3.24 オルトキシレンより無水フタル酸製造工程から生じた低沸点留分残さ
- 7.3.25 オルトキシレンより無水フタル酸製造の蒸留工程から生じた残さ
- 7.3.26 1,1,1-トリクロロエタン製造の蒸留工程から生じた残さ
- 7.3.27 1,1,1-トリクロロエタン製造工程から生じた残留物または高沸点留分残さ
- 7.3.28 アニリン製造の蒸留工程から生じた残さ
- 7.3.29 ニトロベンゼン及びアニリン製造工程から生じた排水
- 7.3.30 クロロベンゼン製造工程で反応器清掃から生じた排水
- 7.3.31 カルボキシル酸ヒドラジンより 1,1-ジメチルヒドラジン製造の製品分離工程から生じた残さ
- 7.3.32 カルボキシル酸ヒドラジンより 1,1-ジメチルヒドラジン製造工程で、製品分離及び反応器のガス凝縮から生じた condensed column overheads
- 7.3.33 カルボキシル酸ヒドラジンより 1,1-ジメチルヒドラジン製造の製品精製工程から生じた使

- 用済みのろ過助剤
- 7.3.34 カルボキシル酸ヒドラジンより 1, 1-ジメチルヒドラジン製造の中間体分離工程から生じた condensed column overheads
- 7.3.35 トルエンのニトロ化反応よりジニトロトルエン製造工程から生じた排水
- 7.3.36 ジニトロトルエンの水素添加反応よりリットルエンジアミン製造の乾燥工程から生じた反応副産物の排水
- 7.3.37 ジニトロトルエンの水素添加反応よりリットルエンジアミン製造の精製工程から生じた凝縮低沸点留分残さ
- 7.3.38 ジニトロトルエンの水素添加反応よりリットルエンジアミン製造の精製工程から生じたビシナルの残さ
- 7.3.39 ジニトロトルエンの水素添加反応よりリットルエンジアミン製造の精製工程から生じた高沸点留分残さ
- 7.3.40 トルエンジアミンのリン添加反応よりリットルエンジイソシアネート製造の溶媒回収工程から生じた有機凝縮体
- 7.3.41 エチレンの臭化反応より二臭化エチレン製造の反応器ベントガス吸収工程から生じた排水
- 7.3.42 エチレンの臭化反応より二臭化エチレン製造の二臭化エチレン精製工程から生じた使用済みの固体吸着剤
- 7.3.43 エチレンの臭化反応より二臭化エチレン製造の二臭化エチレン精製工程から生じた蒸留残さ
- 7.3.44 アルファ、メチル、リング-塩素化トルエン、塩化ベンゾイル、およびこれらの官能基がある化合物の製造蒸留工程から生じた残さただし、塩化ベンジルの蒸留工程から生じた残さを除く
- 7.3.45 アルファ、メチル、リング-塩素化トルエン、塩化ベンゾイル、およびこれらの官能基化合物製造の塩素ガス及び塩酸回収工程から生じた有機残留物ただし、吸着剤として用いられた活性炭を除く
- 7.3.46 アルファ、メチル、リング-塩素化トルエン、塩化ベンゾイル、およびこれらの官能基化合物製造工程で、排水処理システムから生じたスラッジただし、中和したスラッジ及び生物学的スラッジを除く
- 7.4 無機薬品製造工場から生じ、下記のとおりのものである。
- 7.4.1 水銀電池法で塩素製造のブライン精製工程から生じた汚泥。ただし、精製する前のブラインは未使用のものである
- 7.4.2 隔膜電解法で塩素製造の精製工程から生じた塩素化炭水化物の残さ
- 7.4.3 水銀電池法で塩素製造の排水処理工程から生じた汚泥
- 7.5 植物・動物の虫を除去、駆除のために使われる殺虫剤を製造工場から生じ、下記のとおりのものである
- 7.5.1 MSMA (メタンアルソン酸ナトリウム酸) 及びジメチルアルシン酸の製造工程から生じた塩の副産物
- 7.5.2 クロルデン製造の排水処理システムから生じた汚泥
- 7.5.3 クロルデン製造工程において、シクロペンタジエン塩素化のガス洗浄工程から生じた洗浄水及び排水
- 7.5.4 クロルデン製造工程において、ヘキサクロロシクロペンタジエン濾過で得られたろ過ケーキ
- 7.5.5 クレオソート製造工程の排水処理システムから生じた汚泥
- 7.5.6 ジスルホトン製造工程で使われたトルエンの回収蒸留塔から生じたスラッジ
- 7.5.7 ジスルホトン製造工程の排水処理システムから生じた汚泥
- 7.5.8 ホラート製造工程の清掃工程から生じた排水
- 7.5.9 ホラート製造工程でジエチルフォスフォロジチオ酸濾過から生じた濾過ケーキ
- 7.5.10 ホラート製造工程の排水処理システムから生じた汚泥
- 7.5.11 トキサフェン製造工程の排水処理システムから生じた汚泥
- 7.5.12 2,4,5-T 製造工程で、テトラクロロベンゼン蒸留精製で生じた残さ、高沸点留分
- 7.5.13 2, 4-D 製造工程で生じた 2,6-ジクロロフェノール残さ
- 7.5.14 クロルデン製造工程で、塩素化反応におけるストリップから生じた排水
- 7.5.15 トキサフェン製造工程での未処理排水
- 7.5.16 2, 4-D 製造工程での未処理排水
- 7.5.17 エチレンビスジチオカルバミン酸およびその塩の製造工程から生じた排水、洗浄水、Supermates 水溶液、および濾過水
- 7.5.18 エチレンビスジチオカルバミン酸およびその塩の製造工程の反応器ベントガススクラップ

- から生じた排水
- 7.5.19 エチレンビスジチオカルバミン酸およびその塩の製造工程で濾過、蒸発、及び遠心分離で分離した物質
- 7.5.20 エチレンビスジチオカルバミン酸およびその塩の製造・配合工程で、ミリングまたはパッケージングで生じたバッグハウス・ダストおよび床粉塵
- 7.5.21 臭化メチル製造工程の反応器の廃液及び乾燥剤として使われる使用済み硫酸
- 7.5.22 臭化メチル製造工程の排水および吸着剤から分離した物質
- 7.6 爆発物の製造工場から生じ、次のとおりのものである。爆発物製造工程での排水処理システムから生じたスラッジ。爆発物で汚染された活性炭。爆発製造工程から生じた汚泥。配合工程および Initiating lead based の化合物および TNT 製造から生じたピンク/赤溶液の梱包工程からの排水を処理して生じた汚泥。
- 7.7 石油化学工場から生じ、次のとおりのものである。気泡分離からの浮遊物質、Slop oil emulsion、鉛が混じった汚泥、A P I セパレータからの汚泥、熱交換器の掃除から出た汚泥。
- 7.8 鉄と鉄鋼製造工場から生じ、次のものである。電気炉による一次鉄鋼製造工程における粉塵排出制御措置から生じた粉塵、鉄鋼表面処理工程で使用済みの酸洗浄液。
- 7.9 一次銅製造工場から生じた次のものである。酸処理工程で汚泥濃縮して生じた汚泥。
- 7.10 一次鉛製造工場から生じ、次のものである。溶融装置の表面にある不純物。
- 7.11 一次亜鉛製造工場から生じ、次のものである。排水処理システムで生じた汚泥、または酸処理工場からのブローダウン。
- 7.12 一次アルミ製造工場から生じ、次のものである。使用済みの表面被覆剤 (potliners)
- 7.13 二次亜鉛製造工場から生じ、次のものである。製造工程から生じた廃棄物、粉塵、及び粉塵排出制御措置を酸で洗浄して得られた廃液。
- 7.14 動物の薬製造工場から生じ、次のものである。排水処理システムからの汚泥。アニリンを基礎とする化合物を蒸留して得られたタールの残留物。砒素もしくは有機砒素化合物製造の漂白剤として使用した活性炭の残さ。
- 7.15 インク製造工場から生じ、次のものである。汚泥および溶媒、苛性ソーダで洗浄した廃液、またはインク製造工程の洗浄タップ及び装置、顔料、乾燥剤、石鹼、及びクロムまたは亜鉛の成分が含有している安定剤からの排水。
- 7.16 コークス製造工場から生じ、下記のものである。
- 7.16.1 コークス化から生じた汚泥 (ammonium still lime)
- 7.16.2 沈殿槽で生じたタールスラッジ
- 7.16.3 石炭タール再利用工程から生じた残さ。例えば、石炭からコークスの製造工程の水溜残さまたはコークス副産物の再利用で生じた残さ
- 7.16.4 コークス製造工程におけるタール貯蔵タンクの残さ、またはコークス副産物の再利用で生じた残さ
- 7.16.5 蒸留缶、デカンターなどにおける軽油の再利用で生じた残さ、及びコークス副産物再利用における洗浄オイル工程で生じた残さ
- 7.16.6 軽油蒸留で生じた排水溜めの残さ及びコークス副産物再利用における Interception もしくは Contamination 単位操作で生じた残さ
- 7.16.7 コークス副産物の再利用工程の中で、ナフタレン再利用に伴う残さ
- 7.16.8 石炭よりタール蒸留で生じたタール貯蔵タンクの残さ
- 7.16.9 タール蒸留で生じた残さ、および蒸留缶の残さ
- 7.17 石油化学から生じ、次のものである。種々な溶媒で汚れているプラスチックの屑、例えば、種々な溶媒で汚れている不完全重合反応のプラスチック、種々な溶媒で汚れている排水処理汚泥、または不完全重合反応のプラスチック、及び使用済みの触媒及び中間体。

第3分類

廃棄物もしくは不用物の第3分類は不用薬品、劣化不良薬品、規格外薬品、梱包残さ薬品、または落ちこぼれた他の薬品と混じった薬品の形状及び性質を示す廃棄物もしくは不用物である。

第8項目 急性有害化学薬品は下記に示すものである。

アルドリノ等 202 物質 (物質名省略)

第9項目 有毒化学薬品は下記に示すものである。

アセトアルドヒド等 445 物質 (物質名省略)

第 4 分類

廃棄物もしくは不用物の第 4 分類は、化学廃棄物の形状及び性質をもって、下記に示すものである。

- 第 10 項目 工業廃棄物処理で生じた残留物。
- 第 11 項目 木材防腐剤製造工程またはその防腐剤使用後の廃棄物。
- 第 12 項目 溶媒製造工程またはその溶媒使用後の廃棄物。
- 第 13 項目 使用済みの潤滑油。
- 第 14 項目 初期使用目的に合致しない性質の鉱油、しかも石油が 70% 混在しているものである。
- 第 15 項目 工業生産工程で生じた油と水との混合廃棄物、または炭水化合物と水との乳化混合廃棄物。
- 第 16 項目 ポリ塩化ビフェニル (PCB)、ポリ塩化テルフェニル (PCT)、またはポリ臭化ビフェニル (PBB) が含有もしくは混在している廃棄物。
- 第 17 項目 石油精製プラントの蒸留及び熱分解によって生じるタール残さ。
- 第 18 項目 インク、染料、顔料、塗料、ラッカ、油ワニスの工業製造工程で生じた廃棄物。
- 第 19 項目 樹脂、ラテックス、可塑剤、接着剤の工業製造工程で生じた廃棄物。
- 第 20 項目 写真関係化学薬品、現像試薬の製造工程から生じた廃棄物。
- 第 21 項目 金属またはプラスチックの表面処理から生じた廃棄物。
- 第 22 項目 下記に示す成分を含有している廃棄物。
 - 22.1 金属カルボニル
 - 22.2 ベリリウム、ベリリウム化合物
 - 22.3 六価クロム化合物
 - 22.4 銅化合物
 - 22.5 亜鉛化合物
 - 22.6 砒素、砒素化合物
 - 22.7 セレニウム、セレニウム化合物
 - 22.8 カドミウム、カドミウム化合物
 - 22.9 アンチモン、アンチモン化合物
 - 22.10 テルル、テルル化合物
 - 22.11 水銀、水銀化合物
 - 22.12 タリウム、タリウム化合物
 - 22.13 鉛、鉛化合物
 - 22.14 フッ素の無機化合物、ただし、フッ化カルシウムを除く。
 - 22.15 有機または無機シアン化物
 - 22.16 酸化合物または固体酸
 - 22.17 アルカリ化合物または固体アルカリ
 - 22.18 アスベスト (粉塵状及び繊維状)
 - 22.19 リン有機化合物
 - 22.20 フェノール、フェノール化合物及びクロロフェノール
 - 22.21 エーテル
 - 22.22 ハロゲン含有有機溶媒
 - 22.23 ハロゲン非含有有機溶媒
 - 22.24 ポリ塩化ジベンゾフラン
 - 22.25 ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン

工業省告示 1997 年第 6 号付録 2

廃棄物もしくは不用物の無毒化、処分、廃棄または埋立についての規定及び手法

- 第 1 項目 付録 1 で決められた廃棄物もしくは不用物を無毒化、処分、廃棄または埋立するにあたり、工場経営者には廃棄物もしくは不用物の形状及び性質に従って、下記に示す処理もしくは処分方法を 1 つまたは複数連続的に実行する義務がある。ただし、工業局局長または工業局局長が任命した者の承認が必要である。
 - 1.1 物理的処理法は下記のとおりである。
 - 1.1.1 遠心分離
 - 1.1.2 水蒸気による蒸留
 - 1.1.3 多重層ろ過
 - 1.1.4 逆浸透、膜ろ過

- 1.1.5 蒸発
- 1.1.6 エアフロテーション
- 1.1.7 沈降濃縮
- 1.1.8 油/水分離機
- 1.2 物理化学的処理法は下記のとおりである。
 - 1.2.1 ソイルウォッシング
 - 1.2.2 エアストリッピング
 - 1.2.3 活性炭吸着
 - 1.2.4 凝固沈殿
 - 1.2.5 気泡分離
 - 1.2.6 イオン交換
 - 1.2.7 液体 液体抽出
 - 1.2.8 圧搾濾過
- 1.3 化学的処理法は下記のとおりである。
 - 1.3.1 中和、pH 調整
 - 1.3.2 酸化還元反応
 - 1.3.3 オゾンまたは UV による分解無毒化
 - 1.3.4 電気分解
 - 1.3.5 沈殿
 - 1.3.6 脱塩素
 - 1.3.7 脱ハロゲン
- 1.4 生物学的処理法は下記のとおりである。
 - 1.4.1 微生物固定フィルム反応器
 - 1.4.2 活性汚泥法
 - 1.4.3 嫌気性消化
 - 1.4.4 発酵
 - 1.4.5 安定池
 - 1.4.6 現場生物学的分解
 - 1.4.7 生物学的無毒化
- 1.5 熱処理法は下記のとおりである。
 - 1.5.1 酸化反応
 - 1.5.2 液状噴射燃焼
 - 1.5.3 セメントキルン及びロータリキルンで焼却
 - 1.5.4 流動層焼却
 - 1.5.5 太陽熱乾燥
- 1.6 安定化及び固体化は下記のとおりである。
 - 1.6.1 熔融ガラス
 - 1.6.2 化学固定
 - 1.6.3 ポゾラン及びセメントによる固体化
 - 1.6.4 熱可塑性プラスチックカプセル封入
 - 1.6.5 ポリマカプセル封入
- 1.7 Land Treatment による処理、処分は下記のとおりである。
 - 1.7.1 Land farming による土地表面の無毒化
 - 1.7.2 噴霧灌漑 (Spray irrigation)
 - 1.7.3 安全埋立 (Secured landfill)
 - 1.7.4 地上長期保存
 - 1.7.5 深井戸注入 (Deepwell injection)
- 1.8 工場経営者は、廃棄物もしくは不用物を無毒化、処分、廃棄または埋立するにあたり、第 1.1 から 1.7 項目の指定方法と異なった方法を選択することが出来る。ただし、指定方法と同等なもしくはより優れていると証明できる方法であり、しかも再利用またはリサイクルを施し、廃棄物もしくは不用物の処理量を削減できる方法。例えば、溶媒、油、酸及び金属の回収、焼却炉またはキルンでの混合燃料、製造工程で利用できる廃棄物交換、第 3 者による処理サービスの利用など。
- 第 2 項目
2.1 安定化及び固体化処理後の廃棄物もしくは不用物は、つぎの性質を持たなければならない。
ASTM D-1633 及び D-1266 の試験規格に従って、圧縮強さが 3.5kg/cm² 以上、または埋

- 立地で安全に上記の重圧を耐えられるものである。
- 2.2 密度が 1.15t/m³ である。
- 2.3 埋立の前に、廃棄物もしくは不用物が無毒・安定化されたことを検査し、滲出溶液にある有害物質濃度が、第 3 項目の滲出物質抽出手続きで決められた基準値に達していなければならない。
- 第 3 項目 抽出手続き及び抽出液にある有害物質の分析は下記に示す通りである。
- 3.1 廃棄物もしくは不用物が無毒・安定化されたかを調べるため、それらから滲出可能な物質の濃度を下記の手続きで分析を行う。
- 3.1.1 廃棄物もしくは不用物が液状または固体混合率が 0.5%以下であれば、孔径が 0.6 から 0.8 μ のガラスフィルターで濾過して、濾過液は第 3.2 項目に従って分析を行う
- 3.1.2 廃棄物もしくは不用物に固体混合率が 0.5%以上あるとなれば、下記の手続きを行う
- (1) 廃棄物もしくは不用物を粉末状に粉碎し、孔径 9.5mm の篩にかける
- (2) (1) から得られたサンプルを 100g 計量し、滲出溶液または硫酸対硝酸の重量比率が 80 : 20 の水溶液で作った合成雨水を添加して、pH 値が 5 で安定したところで滲出液を追加して混合物の体積をサンプル重量の 20 倍 (ml) 相当にする
- (3) ロータリシェーカーで、30RPM、温度を摂氏 25 度に保ちながら 18 時間振とうする
- (4) 孔径が 0.6 から 0.8 μ のガラスフィルターで滲出溶液を濾過する
- (5) 濾過液を第 3.2 項目に従って分析を行う
- 3.2 第 3.1.1 または 3.1.2 項目で得られた濾過液の分析は US EPA SW846 規格または日付 1996 年 6 月 14 日の工業省告示 1996 年第 2 号排水分析規格に従って、行われる。抽出液の分析結果が付録 1、第 1 分類、第 5 項目の基準値より高い場合は、規定性質になるように、再度無毒化を施さなければならない。

工業省告示 1997 年第 6 号添付
(書式 RO - GO9)

廃棄物もしくは不用物の詳細についての届け出

日付 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____

私は(名前) _____ 工場経営者である。
事務所は _____ 番地 _____ 第 _____ 村 _____ 横道 _____
_____ 通り _____ 町 _____ 区 _____ 県に所
在し、電話番号 _____、FAX _____、工場登
録番号 _____ である。工場は _____ 番地
_____ 第 _____ 村 _____ 横道 _____ 通り _____ 町
_____ 区 _____ 県に所在し、電話番号 _____
_____、FAX _____ である。下記のとおり廃棄物も
しくは不用物の詳細についてを届け出る。

第 1 項目 廃棄物もしくは不用物の詳細及び処理法(書
類 No.1 に示す)
第 2 項目 保管、無毒化、処分、廃棄または埋立場所の
概略図面(書類 No.2 に示す)
第 3 項目 移動及び輸送(書類 No.3 に示す)
第 4 項目 埋立及び監視実行計画(書類 No.4 に示す)
第 5 項目 保管、移動、輸送、無毒化、処分、廃棄、ま
たは埋立の際に事故が発生した場合の緊急
事態対応(書類 No.5 に示す)

署名 _____ 工場経営者
(_____)

(書類 No.1)

廃棄物もしくは不用物の詳細及び処理法

| 番号 | 付録1での | | 廃棄物もしくは不用物の名称 | 量 | 処理方法 | 備考 |
|----|-------|----|---------------|---|------|----|
| | 分類 | 項目 | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

署名 _____ 工場経営者
(_____)

参考資料 3

タイを中心とした東南アジア 4 カ国における
日系企業の環境問題への取り組みの現状

(平成 7 年度在外日系企業の環境配慮活動動向調査結果より)

1. 調査の概要

海外に進出している日系企業による環境配慮の状況を把握するため、平成 7 年度、フィリピン、タイ、インドネシア及びマレーシアのアジア 4 カ国において事業活動を行っている日系企業を対象に、現地の日本人商工会議所の協力を得てアンケート及び現地ヒアリング調査を実施した。

アンケートは対象 4 カ国の日本人商工会議所の会員名簿に基づき、そのうち個人会員及び団体会員等を除く全ての企業 2,070 社（非製造業や小規模な現地事務所を含む）に発送し、うち 425 社から回答を得た（回収率 20.5%）。この調査において、タイでは 1,028 社に発送し、うち 133 社から回答を得、回収率は 12.9%であった。

以下、タイにおける日系企業の環境への取り組みの現状について、他のアジア 3 カ国の平均と比較しつつ（回答数 292 社）、取りまとめる。

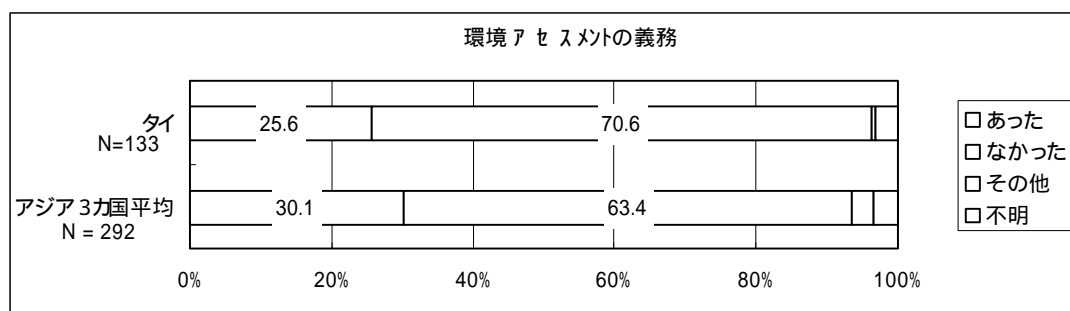
回答企業の内訳を見ると、業種については製造業 69.2%（アジア 3 カ国では 63.7%、以下、（ ）内の数値はアジア 3 カ国の平均のデータ）、非製造業（建設業、卸売業、金融・保険業等）25.6%（33.9%）であった。従業員数については 100 人未満 24.1%（34.6%）、100 人以上 500 人未満 33.8%（31.2%）、1,000 人以上 19.5%（20.2%）となっていた。

2. 調査結果

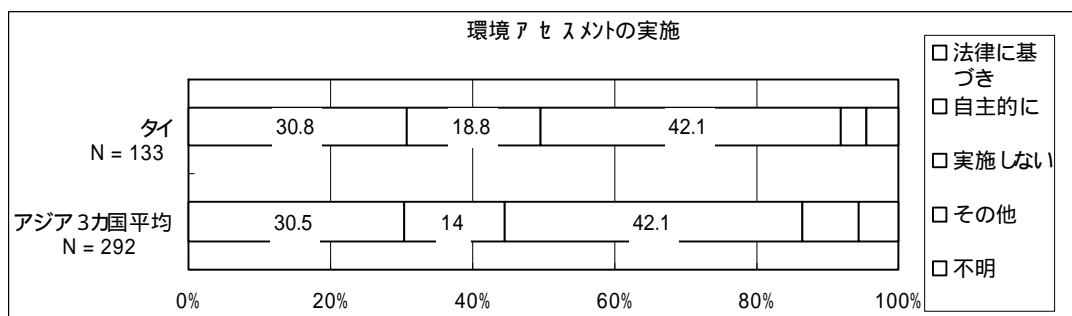
（1）進出に当たっての環境対策

進出先での事業実施に伴い、法的に環境アセスメントを実施する義務のあった企業は 25.6%（30.1%）に過ぎなかったが（図表参 3 - 1）、実際にはこれを大きく上回る 49.6%（44.5%）の企業が環境アセスメントを実施していた（図表参 3 - 2）。（現地の法律等に基づいて環境アセスメントを実施した企業が 30.8%（30.5%）、自主的に行った企業が 18.8%（14.0%））。

図表参 3 - 1 環境アセスメントを行う義務の有無



図表参 3 - 2 環境アセスメントの実施状況

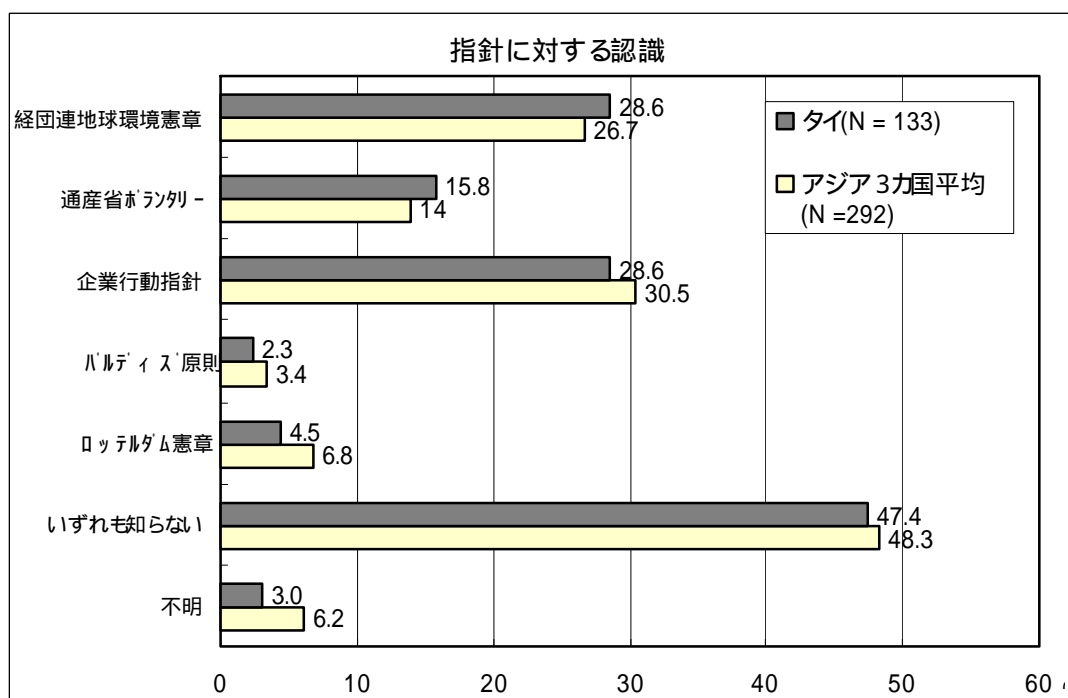


(2) 環境対策を進めるためのシステム・組織

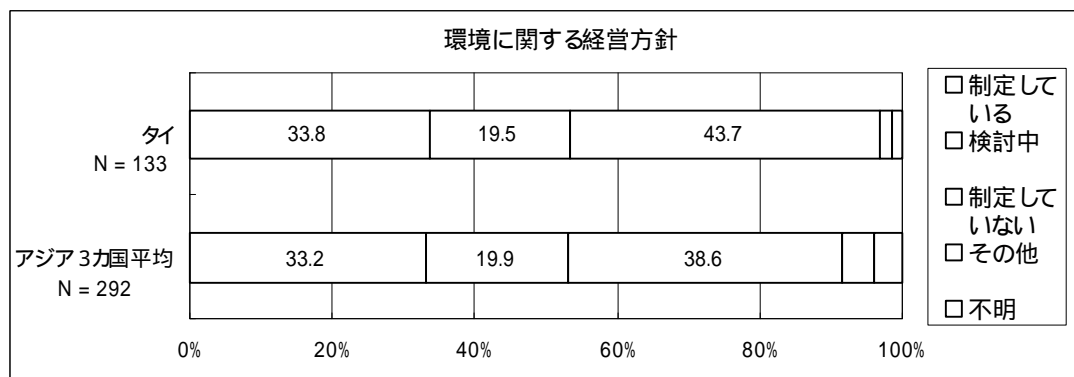
環境庁の「環境にやさしい企業行動指針」を知っていた企業が 28.6% (30.5%)、経団連の「地球環境憲章」を知っていた企業が 28.6% (26.7%) あった (図表参 3 - 3、複数回答可) ほか、環境に関する全社的な経営方針を制定している、ないしは検討中である企業が 53.3% (53.1%) あった (図表参 3 - 4)。

環境問題に取り組むための部署又は担当者を置いている企業が 52.6% (50.8%) あった (図表参 3 - 5)。(専任の部署を置いている企業 11.3% (11.0%)、専任の担当者を置いている企業 3.8% (4.5%)、兼任の担当者を置いている企業 37.5% (35.3%))。

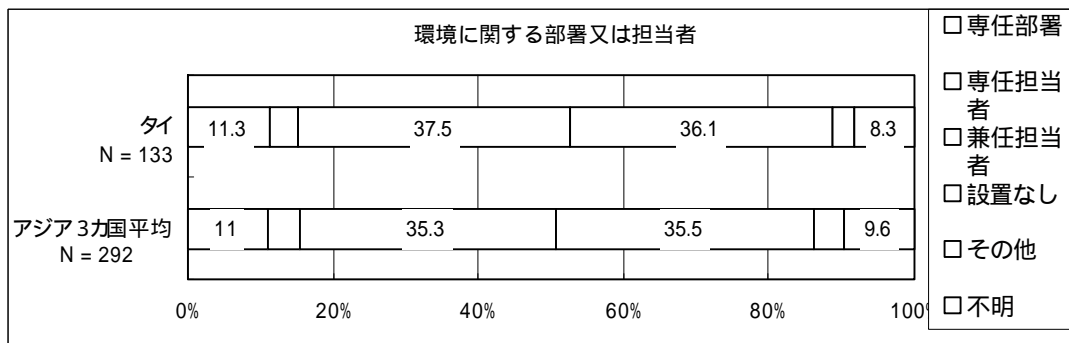
図表参 3 - 3 環境に関する指針、憲章の認知度 (複数回答)



図表参 3 - 4 環境に関する経営方針の有無



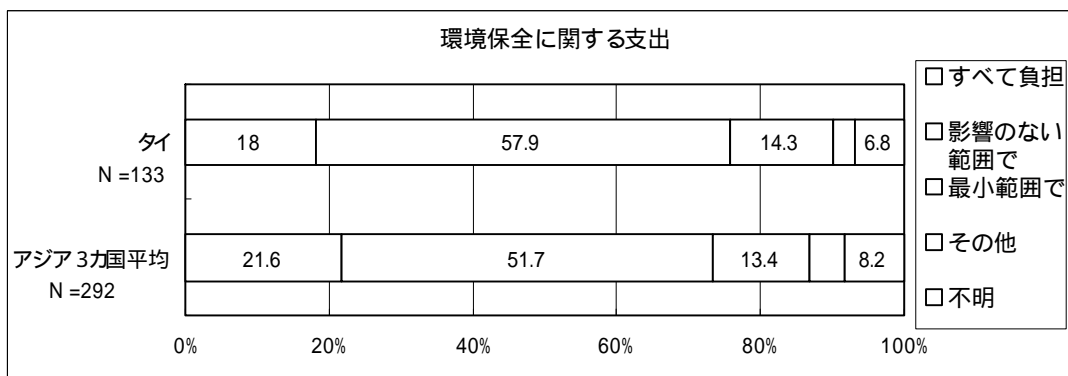
図表参3-5 環境担当部署等の設置状況



(3) 環境に配慮した事業活動

環境保全のための経費や投資などの支出について、現行規制をクリアするために最小限必要なもの以上に行いたいと考えている企業が75.9% (73.3%) あった (図表参3-6)。(会社の業績等に関わらず負担したいと思う企業18.0% (21.6%)、業績に深刻な影響を与えなければ、できるだけ負担したいと思う企業57.9% (51.7%)。

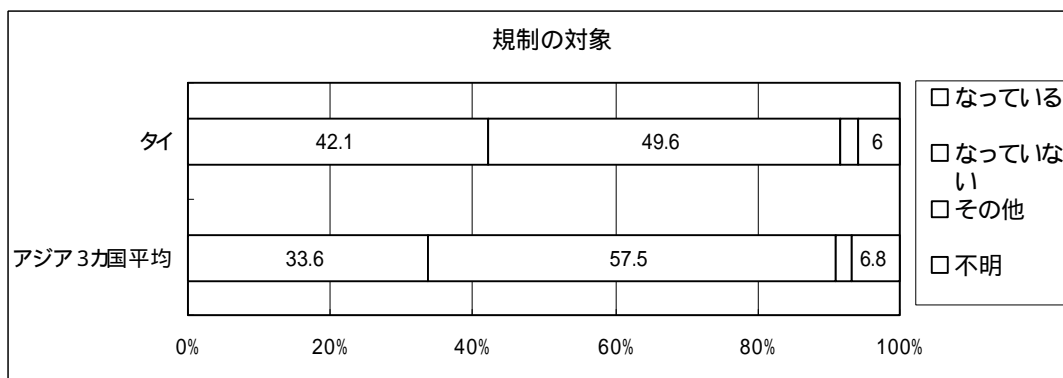
図表参3-6 環境保全に関する支出についての意識



(4) 進出先国での操業に当たっての環境面での課題

現地の大気汚染、水質汚濁等に関する規制対象となっている企業が42.1% (33.6%) あった (図表参3-7)。

図表参3-7 環境関連の規制対象の状況

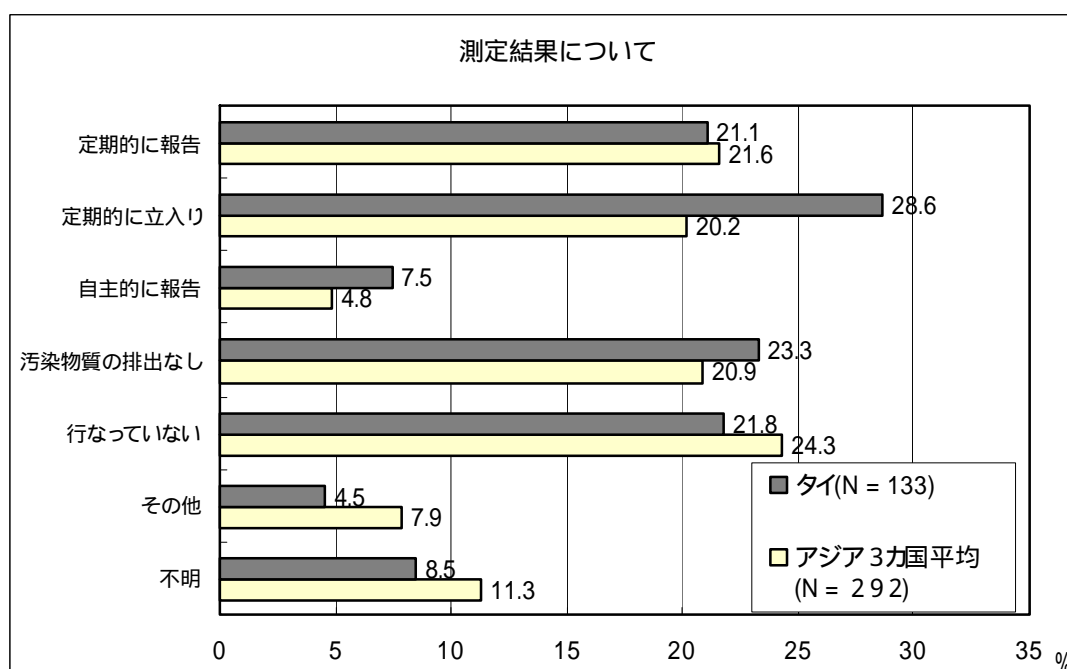


大気汚染、水質汚濁に関する測定結果等を現地の行政機関等に報告している企業が、28.6%(26.4%)あった(図表参3-8)。(法律に基づき報告している企業21.1%(21.6%)、自主的に報告している企業7.5%(4.8%)。また、法律に基づき定期的に立入検査を受けている企業は28.6%(20.2%)であった。

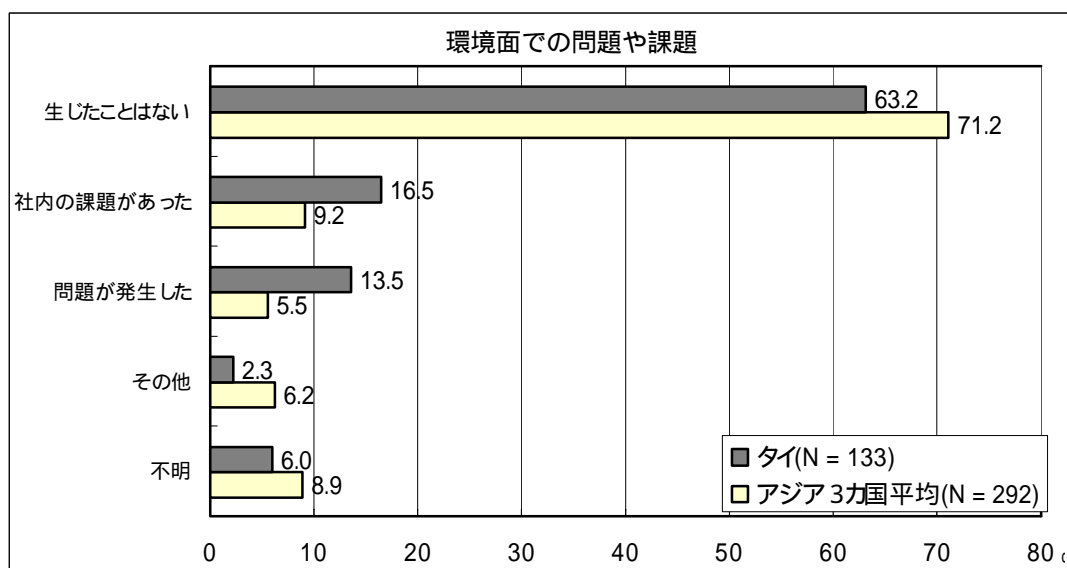
現地での操業に当たって、社外に影響を及ぼさない軽微なものも含めて30.0%(14.7%)の企業が環境面で何らかの課題を経験している(図表参3-9)。

その課題の内容としては、水質汚濁物質の排出が58.5%(41.4%)と最も多く、次いで悪臭に関することが31.7%(8.6%)、大気汚染物質の排出が17.1%(8.6%)、振動・騒音に関することが14.6%(12.1%)、水質汚濁物質の測定方法が14.6%(6.9%)であっ

図表参3-8 測定結果の報告等の状況(複数回答)



図表参3-9 環境面での問題や課題の有無

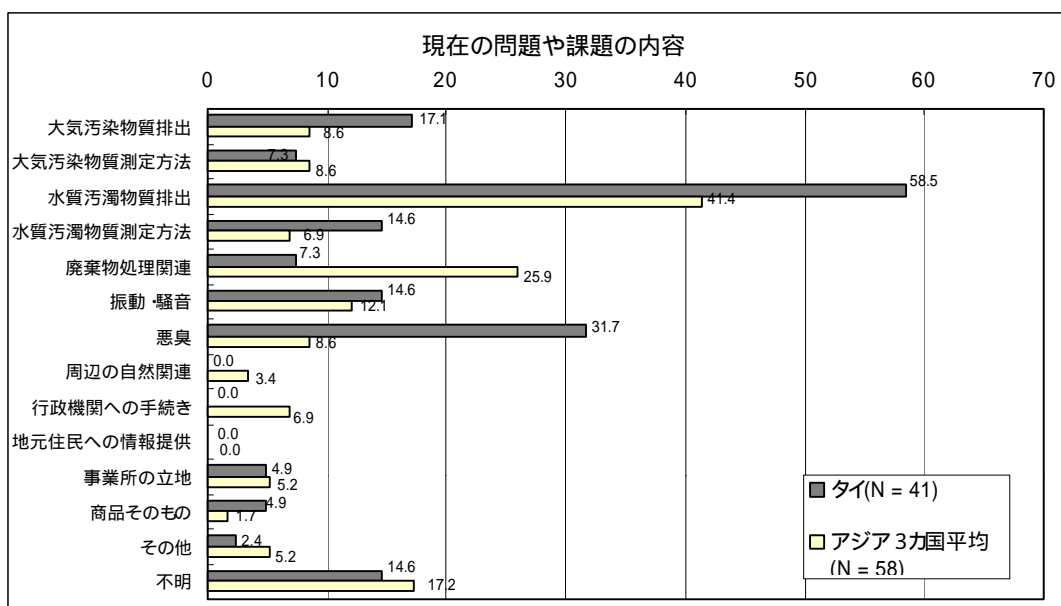


た。アジア 3 カ国の平均と比較すると、タイでは廃棄物に関する回答が少なく、悪臭に関する回答が多かった（図表参 3 - 10、複数回答可）。

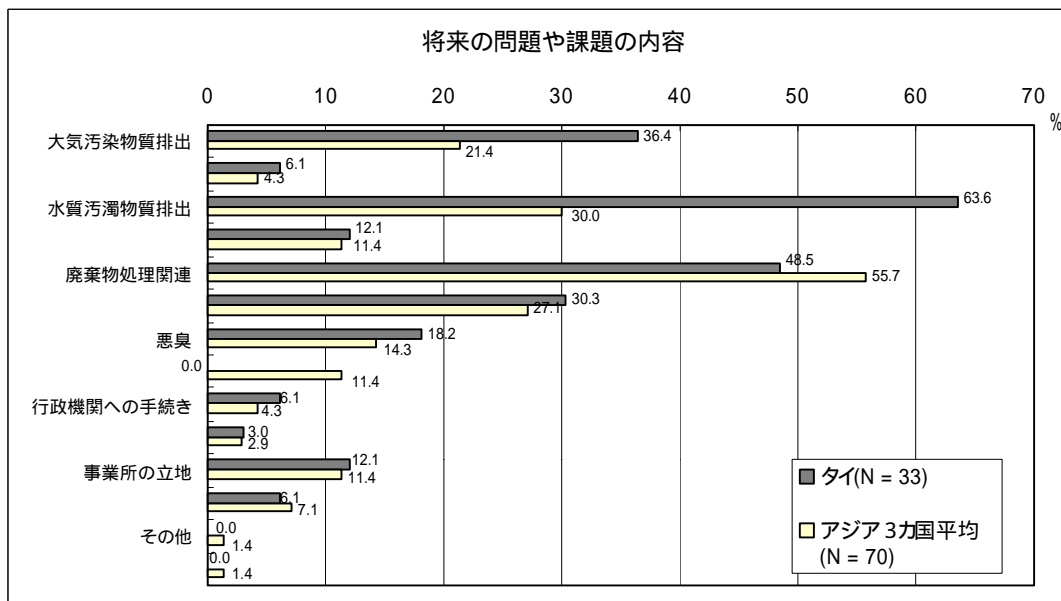
なお、現地ヒアリング調査によると、アジア 4 カ国のいずれにおいても、事業工程からの排水処理は、当該国でトップクラスの対策がとられているが、企業内での生活系排水が処理されていない企業が見受けられた。また、同じく現地ヒアリング調査で、廃棄物については処分地が確保できずに敷地内に保管し続けている企業が見受けられた。こうした状況は、適切な管理方法をとらない場合には環境問題を引き起こすおそれもあり、将来に向けての課題を抱えている例と言える。

今後環境面で課題等が発生する可能性があると考えている企業が 24.8%（24.0%）あり、内容としては、水質汚濁物質の排出が 63.6%（30.0%）、廃棄物の処理・処分が 48.5%（55.7%）、大気汚染物質の排出が 36.4%（21.4%）であった（図表参 3 - 11、複数回答可）。

図表参 3 - 10 これまでの問題や課題の内容（複数回答）



図表参 3 - 11 将来の問題や課題の内容（複数回答）

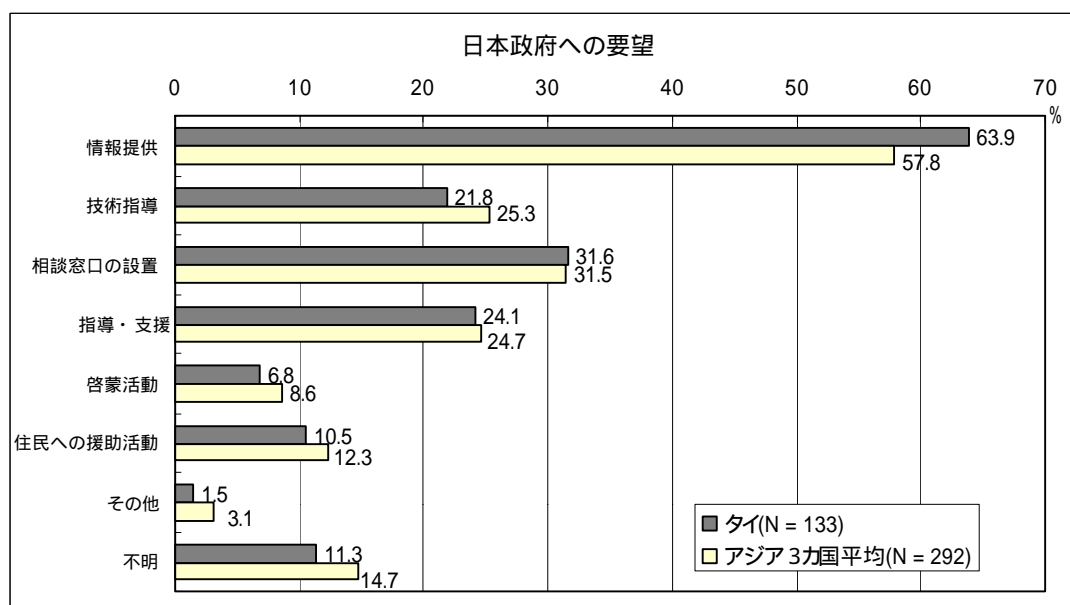


(5) 日本政府に期待すること

海外進出企業の環境対策の一層の充実のために、日本政府に期待することとしては、各国の環境に関する情報提供（マニュアルの作成等）が 63.9%（57.8%）、進出先における相談窓口の設置 31.6%（31.5%）、進出先国の行政機関における環境保全技術、測定技術等の向上のための指導や支援、研修生の受け入れ等が 24.1%（24.7%）進出に当たっての各国の測定方法等の環境に関する技術指導 21.8%（25.3%）、であった（図表参 3 - 12、複数回答可）。

現地ヒアリング調査においても、各国の環境規制や環境問題の現状等を取りまとめたマニュアル、先進企業の対応例などを取りまとめた事例集などの作成に対する希望が聞かれた。

図表参 3 - 12 日本政府に期待する内容（複数回答）



参考資料4
タイ及び日本における環境情報関連窓口

1 . タイ / in Thailand

(1) タイ政府機関及びその他機関 / Thailand government agencies and other institutions

1) 科学技術環境省 / MOSTE: Ministry of Science, Technology and Environment

- ・ 公害管理局水質管理部 / Water Quality Management Division, Pollution Control Department

404 Phahonyothin Center Bldg. Phahon Yothin Rd., Phayathai, Bangkok
10400, Thailand

phone+66-2-619-2299 ~ 2304

- ・ 公害管理局大気・騒音管理部 / Air Quality and Noise Management Division, Pollution Control Department

404 Phahonyothin Center Bldg. Phahon Yothin Rd., Phayathai, Bangkok
10400, Thailand

phone+66-2-619-2214

- ・ 公害管理局固形廃棄物・有害廃棄物管理部 / Hazardous Substance and Waste Management Division, Pollution Control Department

404 Phahonyothin Center Bldg. Phahon Yothin Rd., Phayathai, Bangkok
10400, Thailand

phone+66-2-619-2300 ~ 2305

- ・ 環境政策・環境計画事務室環境影響評価部 / Environmental Impact Evaluation Division, Office of Environmental Policy and Planning

60/1 Soi Pibulwatana 7, Rama 6 Road, Bangkok 10400, Thailand

phone+66-2-279-7180 ~ 7189

- ・ 環境研究研修センター / ERTC: Environmental Research and Training Center

Technopolis, Amphone Klong Luang, Pathumthani 12120, Thailand

phone+66-2-577-1136 ~ 1140

2) 工業省 / MOI: Ministry of Industry

- ・ 工業局 / Department of Industrial Works, Ministry of Industry

75/6 Rama 6 Road, Rajthevee, Bangkok 10400, Thailand

phone+66-2-202-4000/202-3967

- ・ 工業局有害物質管理部 / Hazardous Substances Control Bureau

75/6 Rama 6 Road, Rajthevee, Bangkok 10400, Thailand

phone+66-2-202-4227/202-4229

3) タイ投資委員会 / BOI: The Board of Investment

555 Vipawadee Rangsit Road, Chatuchak, Bangkok 10900, Thailand

Phone+66-2-537-8111

4) タイ工業団地公社 / IEAT: Industrial Estate Authority of Thailand

618 Thanon Nikhom Makkasan, Phayathai, Bangkok 10400, Thailand

phone +66-2-253-0561

5) バンコク都環境政策推進部 / Environmental Policy and Promotion Division,
Bangkok Metropolitan Administration
173 Din Sor Road, Pra Nakorn District, Bangkok 10200, Thailand
phone+66-2-224-3059

6) タイ環境研究所/ TEI:Thailand Environment Institute
210 Sukhumvit 64, Refinery Buliding 4 Prakanong, Bangkok 10260,Thailand
phone +66-2-331-0060/331-0047

(2) 日本政府機関及びその他機関 / Japanese government agencies and other institutions

1) 在タイ日本国大使館 / Embassy of Japan in Bangkok
1674 New Petchburi Road, Bangkok 10320, Thailand
phone +66-2-252-6151 ~ 6159
fax +66-2-255-6999

2) 日本貿易振興会バンコクセンター / JETRO, Bangkok Center
JETRO Building., 159 Rajadamri Road, Lumpini, Bangkok 10330,Thailand
phone +66-2-253-6441 ~ 6445

3) 国際協力事業団タイ事務所 / JICA: Japan International Cooperation Agency,
Thailand Office
1674/1 New Petchburi R0ad., Bangkok 10320,Thailand
phone +66-2-251-2735

4) 盤谷日本人商工会議所 / Japanese Chamber of Commerce,Bangkok
15th Floor,Amarin Tower, 500 Ploenchit Road. Bangkok 10330, Thailand
phone +66-2-256-9170 ~ 9173
fax +66-2-256-9621

5) 海外経済協力基金 / OECF: Overseas Economic Cooperation Fund
17th Floor, Thai Farmer Bank Building 400, Phaholyothin Road, Bangkok
10400, Thailand
phone +66-2-270-1001 ~ 1003

6) 国際交流基金バンコク日本文化センター / Japan Foundation, Japan Cultural
Center,Bangkok
10th Floor, Serm-mit Building,159 Sukhumvit 21 Asoke Road, Bangkok
10110, Thailand
phone +66-2-261-7500 ~ 7504

2 . 日本 / in Japan

(1) 日本政府及びその他日本機関 / **Japanese government agencies and other institutions**

- 1) 環境庁企画調整局地球環境部環境協力室 / Office of Overseas Environmental Cooperation, Global Environment Department, Environment Agency
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-2-2
1-2-2 Kazumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100-0013 Japan
phone (03) 3581-3351 (代)
fax (03) 3581-3423
- 2) 日本貿易振興会 (ジェトロ) / JETRO
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-2-5
2-2-5 Toranomon, Minato-ku Tokyo 105-0001 Japan
phone (03) 3582-5522 (広報課 / PR Division)
- 3) 海外経済協力基金 / Overseas Economic Cooperation Fund
〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-4-1
1-4-1 Otemachi Chiyoda-ku Tokyo 100-0004 Japan
phone (03) 3215-1304
- 4) 日本輸出入銀行 / Export-Import Bank of Japan
〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-4-1
1-4-1 Otemachi, Chiyoda-ku Tokyo 100-0004 Japan
phone (03) 3287-9108
- 5) 国際協力事業団 / JICA ; Japan International Cooperation Agency
〒151-0053 東京都渋谷区代々木 2-1-1 新宿メインズタワー
Shinjuku Maynds Tower Bldg., 1-1-2 Yoyogi, Shibuya-ku Tokyo 151-0053
Japan
phone (03) 5352-5311 ~ 4
- 6) 日本貿易振興会アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies
〒162-0845 東京都新宿区市ヶ谷本村町 42
42 Ichigayahonmuracho, Shinjuku-ku Tokyo 162-0845 Japan
phone (03) 3353-4231
- 7) 経済団体連合会 / Keidanren, Japan Federation of Economic Organizations
〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-9-4
1-9-4 Otemachi, Chiyoda-ku Tokyo 100-0004 Japan
phone (03) 3279-1411

- 8) 日本商工会議所国際部中小企業国際化推進室 / International Division, Japan Chamber of Commerce & Industry
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-2-2
3-2-2 Marunouchi, Chiyoda-ku Tokyo 100-0005 Japan
phone (03) 3283-7851
fax (03) 93216-6497
- 9) 東京商工会議所産業政策部 / Tokyo Chamber of Commerce and Industry
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-2-2
3-2-2 Marunouchi, Chiyoda-ku Tokyo 100-0005 Japan
phone (03) 3283-7657
fax (03) 3283-7633
- 10) 大阪商工会議所国際部 / International Division, Osaka Chamber of Commerce and Industry
〒540-0029 大阪市中央区本町橋 2-8
2-8, Hommachibashi, Chuo-ku Osaka, 540-0029 Japan
phone (06) 6944-6405
fax (06) 6944-6409

(2) タイ政府機関 / Thailand government agencies

- 1) 在日タイ王国大使館経済・投資部 / Embassy of Thailand, Division of Economy & Investment
〒107-0052 東京都港区 2-11-3 福田ビル・ウエスト 8 階
8th Floor Fukuda Building West, 2-11-3, Akasaka Minato-ku Tokyo Japan
phone (03) 3582-1806
fax (03) 3589-5176